

第2次 熊本市 男女共同参画基本計画 〔改訂版〕



平成31年(2019年)3月策定
令和6年(2024年)3月改訂

熊本市

はじめに

熊本市は、令和6年（2024年）3月に策定した「第8次総合計画」において、めざすまちの姿として、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなる「上質な生活都市」を掲げておりますが、その実現には、男女共同参画の推進とともに、誰一人取り残さない多様性と包摂性のある社会が不可欠です。

本市では、男女が一人の人間として人権を尊重し、共に平等に社会参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力ある熊本市を築くため、平成21年（2009年）4月に「熊本市男女共同参画条例」を施行しました。

この条例に基づき、平成22年（2010年）3月に「熊本市男女共同参画基本計画」を、平成31年（2019年）3月には「第2次熊本市男女共同参画基本計画」を策定し、計画に掲げた施策の着実な推進に努めてきました。

これまでの取組により、一定の成果が見られるところですが、依然として性差に関する偏見や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在しており、男女共同参画を推進する障壁となっています。

また、我が国の経済社会に大きな影響をもたらしたコロナ禍では、経済的・精神的DV（配偶者暴力）の増加、ひとり親世帯、女性の貧困等、女性への深刻な影響が顕在化し、平時におけるジェンダー平等や男女共同参画が進んでいなかったことが可視化されました。

さらに、職業観・家庭観が大きく変化する中、固定的性別役割分担を前提とした長時間労働等の慣行を見直し、「男性は仕事」「女性は家庭」の「昭和モデル」から、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会である「令和モデル」への転換が提唱されています。

そのような中、「第2次熊本市男女共同参画基本計画」の中間見直しを行い、市民意識調査や企業実態調査等の結果を分析するとともに、社会経済情勢の変化や国の各種法令及び制度の改正等を踏まえ、このたび改訂版を策定しました。今後とも市民、地域団体や企業など、多様な主体との連携・協働によって、本計画に掲げた施策の推進に注力して参りますので、皆様には、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改訂にあたり、ご審議をいただいた「くまもと市男女共同参画会議」委員の皆様をはじめ、ご尽力いただきました多くの皆様に、心から御礼申し上げます。

令和6年（2024年）3月

熊本市長 大西一史



－ 目 次 －

第1章 策定の趣旨

1 計画策定の目的	1
2 計画策定の経緯と背景	1
3 計画策定の基本的な考え方と他計画との整合性	3

第2章 計画の検証及び課題整理

1 計画の成果指標達成状況	
(1) 計画全体の成果指標達成状況	4
(2) 各施策の方向性の成果指標達成状況	4
2 中間見直しにあたり第2次計画の重点的取組に対する検証及び課題	
(1) 男女共同参画への関心や理解の促進及び男女でともに参画する地域活動の推進	6
(2) 男女の働き方の見直し及び職業生活における女性の活躍推進	7
(3) 多様な能力・視点を活かす社会環境の整備(ダイバーシティの推進)	10
(4) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	13
(5) 暴力の根絶と人権の尊重	15
3 中間見直しの背景及び方向性	
(1) 背景	18
(2) 方向性	19

第3章 第2次計画の基本的な考え方

1 第2次計画の基本的方針	
(1) 基本理念	20
(2) 目指す将来像	20
(3) 計画の成果指標	21
(4) 計画期間	21
(5) 市民・事業者・市の役割	21
2 計画の体系	22
3 重点的取組	23

第4章 具体的施策の展開

施策の方向性Ⅰ 教育や啓発を通じた男女共同参画社会の推進	24
施策の方向性Ⅱ 市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備	26
(熊本市女性の職業生活における活躍推進計画)	
施策の方向性Ⅲ あらゆる暴力を許さない社会の実現	31
(熊本市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画)	

第5章 計画の推進体制と検証・評価

Ⅰ 計画の推進体制

(1) 様々な主体との連携・協働	33
(2) 推進体制の整備	33

Ⅱ 検証・評価の方法

(1) 検証の方法	33
(2) 計画の達成状況の検証	33

参考資料

① 男女共同参画に関する市民意識調査等に基づく資料	35
② 男女共同参画社会基本法	49
③ 熊本市男女共同参画推進条例	54
④ 熊本市男女共同参画センターはあもにい条例	58
⑤ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	65
⑥ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	77
⑦ 男女共同参画に関する国内外の動き(年表)	87
⑧ 第2次熊本市男女共同参画基本中間見直しの経緯	92
⑨ くまもと市男女共同参画会議委員名簿	94
⑩ 熊本市男女共同参画センターはあもにい施設概要	96

第1章 策定の趣旨

1 計画策定の目的

平成11年(1999年)に施行された「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)では、「男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要であり、少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、男女共同参画社会の実現は緊要な課題であり、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけています。

本市においては、平成21年(2009年)4月に施行された「熊本市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、「熊本市男女共同参画基本計画」(以下「第1次計画」という。)を策定し、平成25年度(2013年度)に中間見直しを行いました。

本計画は、第1次計画における基本理念を引き継ぎ、計画の継続性を担保しながら、新たな課題に対応することで、本市における男女共同参画のさらなる推進を図ることを目的としています。

2 計画策定の経緯と背景

我が国の生産年齢人口における女性の就業率は、平成28年(2016年)には66.0%となり増加していますが、依然として長時間労働を前提とした旧来型の労働慣行等から、未だ多くの女性が仕事とそれ以外の生活の両立ができずに離職や非正規雇用を選択したり、キャリアアップを諦める状況が見られます。

加えて、役員や管理職等の指導的地位にある女性の割合は諸外国と比べて依然として低い水準にとどまる等、働く場面における女性の活躍は不十分です。そのため国においては、平成27年(2015年)9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定され、また女性が妊娠・出産・育児に際して不利益な取扱いを受けるマタニティハラスメント(マタハラ)²の防止を雇用主に義務づけるよう、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」が平成28年(2016年)8月に改正されました。

また、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、平成30年(2018年)5月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されるなど、あらゆる働く場面における女性の活躍推進に向け必要となる法律や制度の整備が進められている状況です。

¹ 男女共同参画

誰もが、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域その他の社会の各分野における活動に参画する機会が確保されることにより、個性と能力が発揮され、かつ、共に責任を担うこと。

² マタニティハラスメント(マタハラ)

働く女性が、妊娠・出産・育児を契機として職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産・育児などを理由とした不当な扱いを受けること。

さらには、DV（ドメスティック・バイオレンス）³や性犯罪、セクシュアルハラスメント（セクハラ）⁴、マタニティハラスメント（マタハラ）等の人権を脅かす様々な暴力に対する対策の強化が求められている状況です。

このような人権が尊重される豊かで暮らしやすい社会、また、男女共同参画社会の実現に向けての諸課題の解決に向け、実践的な取組を今後も着実に進めていくための指針として、「第2次熊本市男女共同参画基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定するものです。

³ DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など、親密な関係にあるパートナーから受ける暴力のこと。

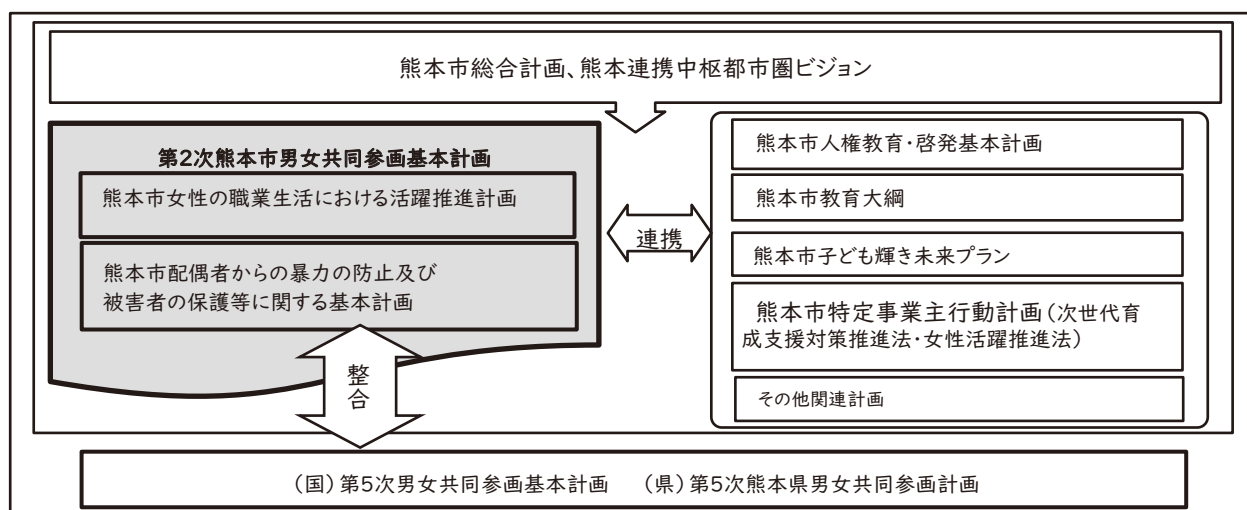
⁴ セクシュアルハラスメント（セクハラ）

相手を不快にさせる性的な言動。異性間のみならず、同性間でも同様にセクハラの対象となる。

3 計画策定の基本的な考え方と他計画との整合性

- (1) 関係法令及び条例を尊重し、上位計画及び個別計画との整合を図ります。
 - ・基本法をはじめとした関係法令及び熊本市男女共同参画推進条例を尊重します。
 - ・熊本市総合計画等の上位計画や他の分野別計画との整合を図ります。
 - ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ⁵」にて記載された国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた取組を行います。
 - ・本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するための指針とします。
 - ・市民及び事業者の取組の指針としても活用されることを期待するものです。
- (2) 第1次計画（平成21年（2009年）～平成30年（2018年））の長期的ビジョンを引き継ぎます。
 - ・第1次計画における基本理念を引き継ぎ、計画の継続性を担保します。
 - ・目指す将来像や各施策の成果指標、数値目標等については、必要な見直しを図ります。
- (3) 男女共同参画社会の実現に向けた新たな課題や社会経済情勢の変化に対応した計画とします。
 - ・第2次計画策定後の課題について対応します。
 - ・子育て支援や地域防災の推進など、男女共同参画の視点に基づき施策の展開を図ります。
- (4) 本計画の一部として、「熊本市女性の職業生活における活躍推進計画（女性活躍推進法第6条第2項）」及び「熊本市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項の規定に基づく市町村計画）」を位置づけます。

【 図－1 他計画との関係 】



⁵ 持続可能な開発のための2030アジェンダ

平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals:MDGs）の後継として、平成27年（2015年）9月に国連で採択された、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標。MDGsの残された課題（例：保健、教育）や新たに顕在化した課題（例：環境、格差拡大）に対応するように、新たに17ゴール・169ターゲットからなる持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）が設けられており、ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び子供のエンパワーメントが掲げられている。

第2章

計画の検証及び課題整理

1 計画の成果指標達成状況

(1) 計画全体の成果指標達成状況

第2次計画の実績値は、平成30年度(2018年度)の基準値と比べ、「男女がともに参画している社会⁶とを感じる市民の割合」は減少し、「性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合」は上昇した結果となっています。

このことは、男女共同参画意識を育む教育・啓発が進み、「男女がともに参画している社会」への理解が進んできたことで、地域社会における潜在化していた男女共同参画社会への課題が表面化してきたこと、及び職業、家事、育児等での性別における固定的役割分担意識に対する啓発が進み、市民一人ひとりの意識が向上したことが一因となっているものと考えられます。

成果指標	第1次計画		第2次計画	
	基準値 (平成20年度)	目標値 (平成30年度)	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
男女がともに参画している社会と 感じる市民の割合	35.2%	50.0%	31.4%	上昇
		31.4%		28.7%
性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合			79.8%	上昇
				82.3%
「男女共同参画」の内容を知っている市民の割合	49.0%	70.0%		
		48.6%		

(2) 各施策の方向性の成果指標達成状況

計画における各施策の方向性の成果指標達成状況は、以下のとおりです。

この中で、「地域活動への参加率」については、平成20年度(2008年度)調査時から下降しており、令和5年度(2023年度)においても目標値に達しませんでした。

一方、「民間企業の管理職における女性の割合」、「市の審議会等における女性委員の割合」、「ワーク・ライフ・バランス⁷の用語の認知度」及び「DV被害者が第三者や相談機関に相談した割合」については、平成30年度(2018年度)に比べ増加しています。

6 男女がともに参画している社会

男女がともに参画している社会とは、「男女がお互いを尊重し合い、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会」のことをいう。

7 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のこと。男女がともにそれぞれの生き方やライフステージに応じて、仕事、家庭、地域等のさまざまな活動を、自分の希望するバランスで展開できる状態をいう。

成果指標	第1次計画		第2次計画	
	基準値 (平成 20 年度)	目標値 (平成 30 年度)	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
		実績値 (平成 30 年度)		実績値 (令和 5 年度)
施策の方向性Ⅰ				
地域活動への参加率	46.5%	55.0%	41.3%	60.0%
		41.3%		38.5%
施策の方向性Ⅱ				
民間企業の管理職における女性の割合			14.0%	25.0%
				16.6%
市の審議会等における女性委員の割合	31.7%	40.0%	28.3%	40.0%
		28.3%		34.1%
ワーク・ライフ・バランスの用語の認知度	12.8%	50.0%	44.6%	50.0%
		44.6%		63.3%
施策の方向性Ⅲ				
DV被害者が第三者や相談機関に相談した割合	13.7%	増加	17.3%	増加
		17.3%		19.6%

2 中間見直しにあたり第2次計画の重点的取組に対する検証及び課題

計画の中間見直しに伴い、取組の重点事項に対する検証と残された課題について、以下のとおり総括します。

(1) 男女共同参画への関心や理解の促進及び男女でともに参画する地域活動の推進

地域は家庭とともに身近な暮らしの場であり、福祉、防犯、子育て、環境保全等様々な地域課題の解決に向けた取組が展開されています。その活動においては、地域では行政と連携して「地域主義」をまちづくりの基本として、「自主自立のまちづくり」に取り組んでいるところです。

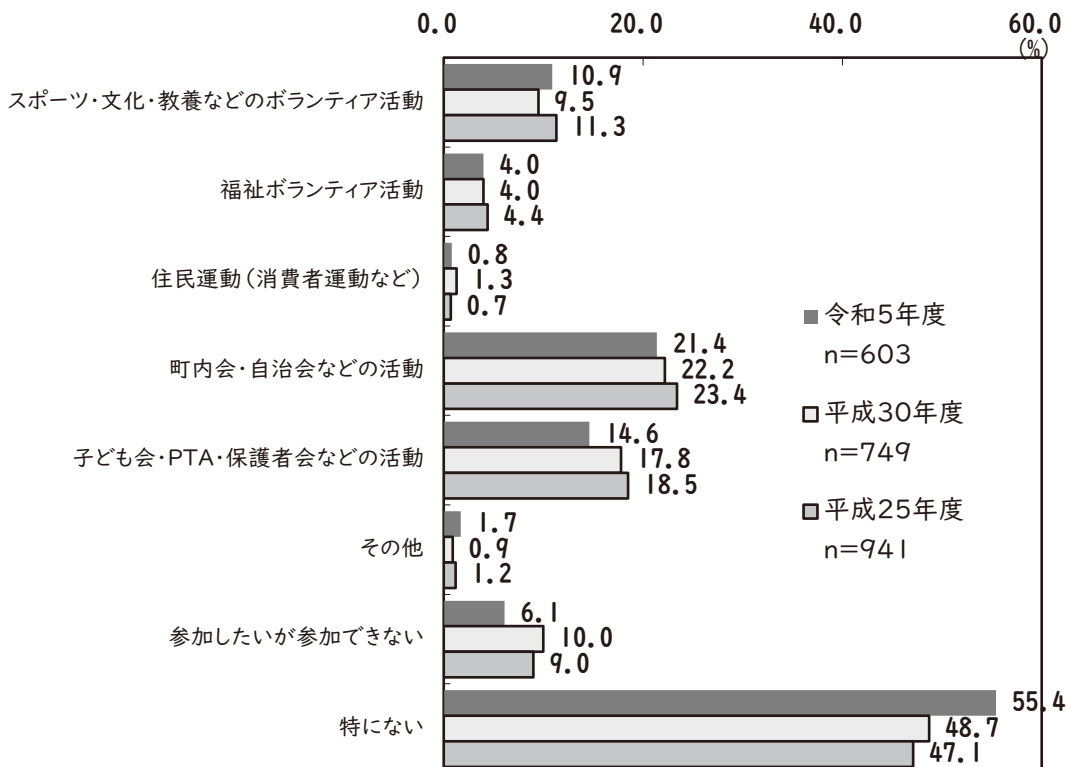
さらに、本市では熊本地震を契機に、地域の中でつながり、支えあうことの重要性が改めて認識されました。

しかしながら、市民意識調査では図-2 が示すとおり、市民の地域活動への参加状況は「町内会・自治会等の活動」を含め、低迷しています。その理由も、参考資料図-5 で示すとおり、「仕事が忙しく、時間に余裕がない」という人が最も多い中、「人間関係がわずらわしい」と考える人が平成30年度(2018年度)に比べ7.6ポイント増加しています。

また、参考資料図-1 で示すとおり、「地域活動の参画状況」は、自治会長やPTA会長には男性が多く、子ども会会長には女性が圧倒的に多い状況です。

地域活動における担い手不足の解消や地域のつながりの強化等、地域活動を活性化するためには、誰もがともに協力し、支えあい、地域活動に参画することが必要です。その中で多様な意見を反映し、地域課題に取り組むことで、誰もが住みやすいまちが形成されるものと考えています。

(図-2) 地域活動の参加状況(年度別)



(令和5年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査を基に作成)

※令和5年度の男女別データは参考資料図-10を参照

次に、平成 27 年(2015 年)8月に女性活躍推進法が国会で成立し、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に義務付けられました。

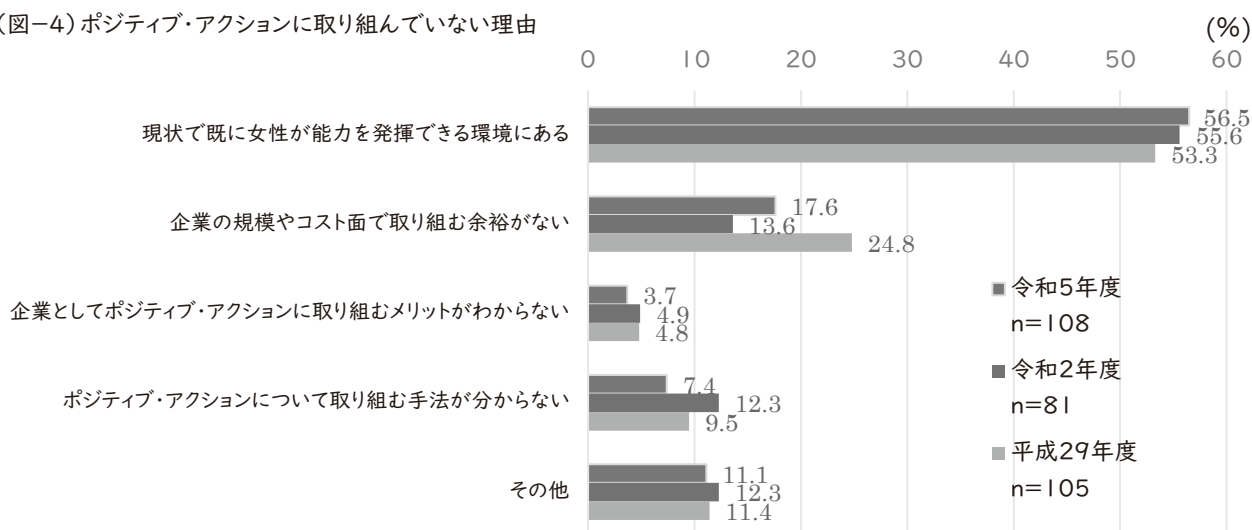
また、令和 4 年(2022 年)4月には改正女性活躍推進法が施行され、一般事業主行動計画の策定や情報公開の義務が、常時雇用する労働者が301人以上の事業主から101人以上の事業主まで拡大されました。今後もさらに、関係機関と連携し中小企業における行動計画の策定・公表数の増加に向けた支援が必要です。

また、本市が令和 5 年度(2023 年度)に実施した「企業意識・実態調査」では、ポジティブ・アクション⁸に取り組んでいない企業のうち、「企業の規模やコストの面で取り組む余裕がない」「ポジティブ・アクションについて取り組む手法がわからない」「企業としてポジティブ・アクションに取り組むメリットがわからない」の割合は、計画策定時の調査(平成 29 年度(2017 年度))と比べそれぞれの割合は減少しているものの、ポジティブ・アクションに取り組むメリット等の積極的な周知等、取組拡大に向けより一層の働きかけを行っていく必要があります(図-4)。

さらには、本市の多くを占める中小企業においては、働く女性のロールモデル⁹やメンター¹⁰となる人材が自身の職場に少ない又は全くいないことが多く、そのことで働く女性が自身のキャリア形成について積極性を持てなかったり、あるいは役職登用を躊躇する等も見受けられる状況です。

このことから、企業等における働く女性のライフステージに応じた能力開発やキャリア形成に向け、市域全体としてロールモデルやメンターとなる人材を育成し、そのネットワークを広げていくことが必要です。

(図-4) ポジティブ・アクションに取り組んでいない理由



(令和 5 年度 企業意識・実態調査報告書より一部抜粋)

⁸ ポジティブ・アクション

「積極的改善措置」のこと。男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供すること。

⁹ ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデルのこと。

¹⁰ メンター

知識や経験が豊富な先輩職員のこと。職場における人材育成法の一つとして、後輩社員のキャリア形成上の課題や悩みについてメンターがサポートする制度を、メンター制度という。

本市が都市として活力を維持していくためには、あらゆる働く場面での女性の活躍が欠かせませんが、これまで女性の活躍を阻害してきた要因には、高度経済成長期を通じて形成された固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見、様々な社会制度・慣行があると考えられます。

特に、時間的制約の少ない働き方や補助的業務を担う非正規雇用等を特徴とする働き方が依然として根付いており、このことが女性が十分に活躍できない大きな原因となっています。

また、生活の場面においても、これまで男性は家事・育児・介護等への参画や、地域社会への貢献、自己啓発への取組等が必ずしも十分ではありませんでした。

このような中で、長時間労働削減等による働き方改革を推進し、男女間格差を是正するためポジティブ・アクションに取り組むことは、男女が互いに役割や責任を分かち合いながら家事・育児・介護等へ参画し、地域社会への貢献や自己啓発等あらゆる場面において活躍できる社会の実現のために必要です。

また、男性自身がこのような課題を理解し、家事・育児・介護等の多様な経験を得ることは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成等を通じ職務における視野を広げる等、男性自身のキャリア形成においてもメリットがあります。

このように、長時間労働を前提とした男性中心・旧来型の労働慣行等を見直し、ワーク・ライフ・バランスを図ることで、女性の活躍を推進していく必要があります。

育児休業を取得した男性の経験談

妻と長女の3人家族です。
5か月間の育児休業を取得した私の経験談をお話します。
(公務員・30代男性)



【育休を取得してみた】

妻の妊娠が分かり、しばらくして育休の取得を考え始め、上司に相談したところ後押しされ、取得することを決めました。育休を取得する前は、子どもとのんびり遊びつつ子育てする想像をしていましたが、実際は、おむつ替え、沐浴、夜泣きといった赤ちゃんのお世話に加え、掃除や炊事、洗濯、買い物などの多くの「やるべきこと」がありました。

体力的にも気持ち的にも大変ではありましたが、子どもと触れ合う時間が多くあることで、「子どもと過ごした時間」は何物にも代えられないものであり、「今しかできないことだ」と実感しました。

【これから育休を取得する方へ】

育児が一番大変な時期に育休を取得することは、これからの家庭生活を円満にするためにも大切なことだと思います。

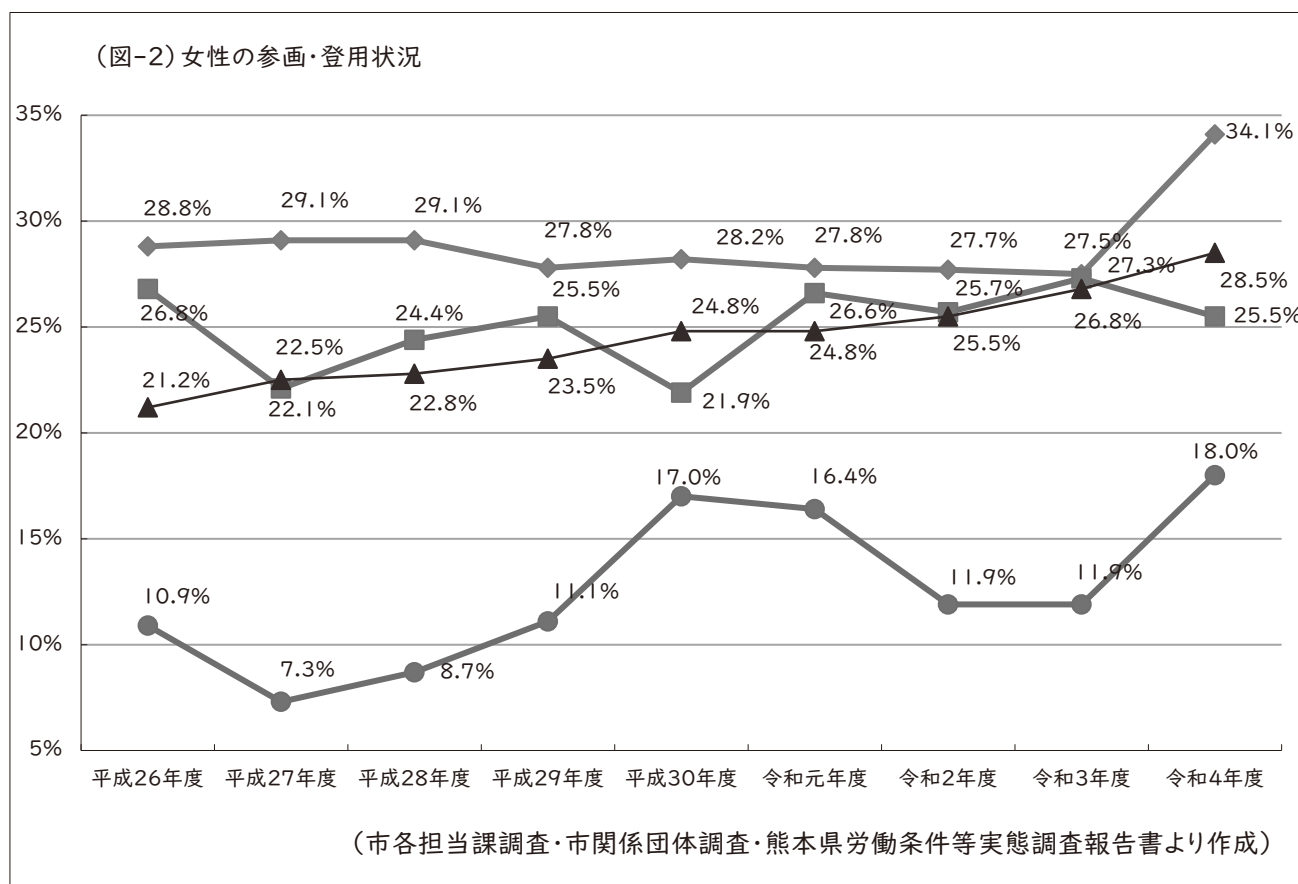
育児休業を取得する際には、「育休をなぜ取得するのか」「家事や育児の分担」などを夫婦で話し合うなど、夫婦で未来を共有し、色々考えることも楽しみの一つです。

仕事では、早めに上司や周りに相談することで、育児休業に必要な各種手続きや業務の引継ぎについて余裕を持ってできました。日頃から周囲とコミュニケーションを取り、信頼関係を作っておくことで育児休業を取得しやすい環境を築くことができるものと感じます。

(3) 多様な能力・視点を活かす社会環境の整備(ダイバーシティ¹¹の推進)

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが「男女共同参画」を理解し、誰もがともにいきいきと、個性と能力を発揮できることが必要です。本市が実施した「令和5年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない市民の割合は、参考資料図-2で示すとおり、平成30年度(2018年度)より9.1ポイント増加しました。また、女性の働き方に関する考えは、参考資料図-4で示すとおり、平成30年度(2018年度)より「子どもができてずっと職業をもちつづけることがよい」と考える人が増加しています。

しかしながら、「女性の参画・登用状況」は図-5に示すとおり、それぞれの個性と能力を発揮できているとは言えない状況です。



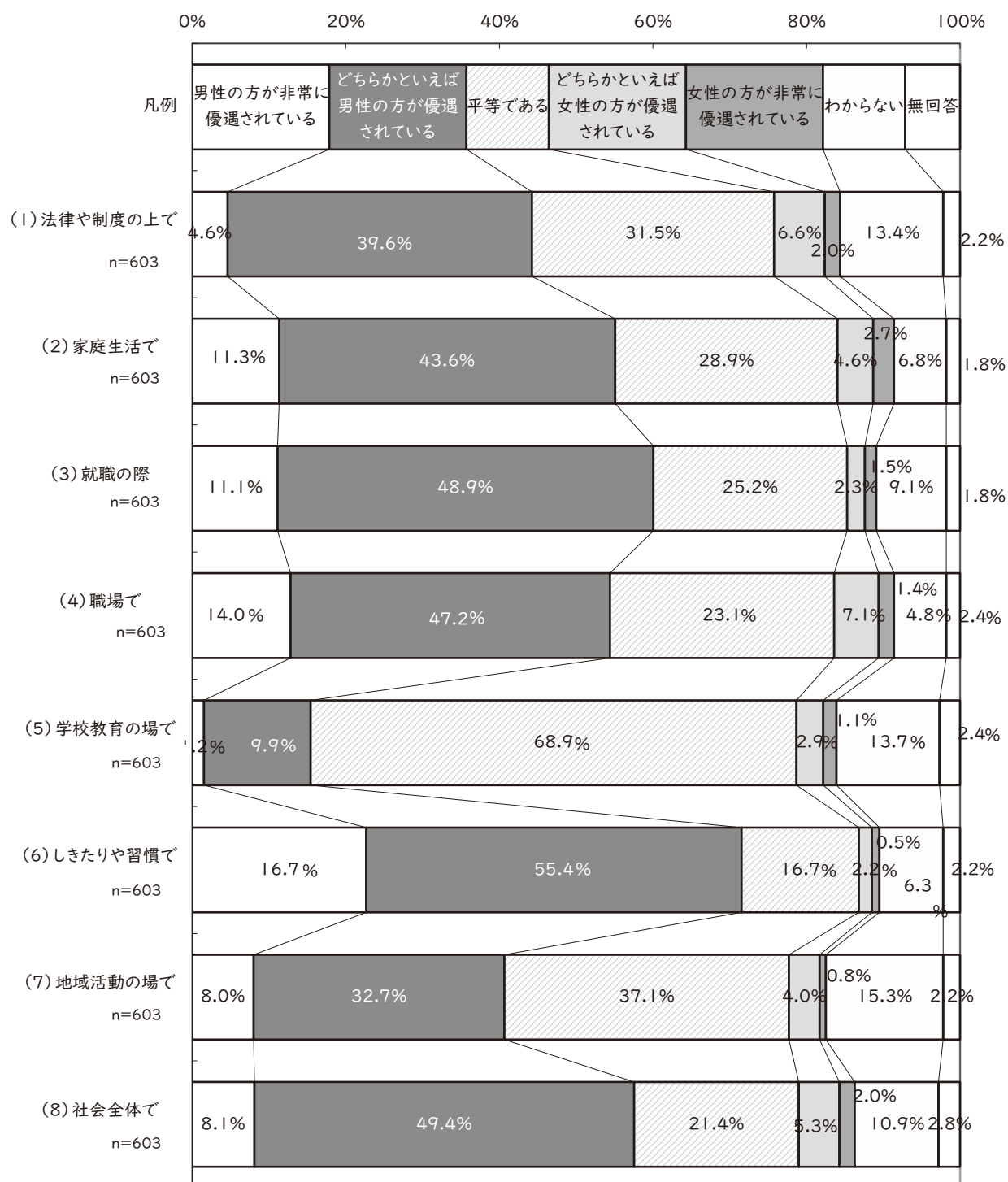
- ◆ 市の審議会等委員に占める女性の割合
- 県内民間企業の管理職に占める女性の割合
- ▲ 市の管理・監督職に占める女性の割合
- 市内小中学校のPTA会長に占める女性の割合

¹¹ ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。本計画の推進は、「男女」とどまらず、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる社会の実現にもつながるものであり、本計画には性的マイノリティも含んでいる。

また、図-6 に示すとおり、領域別の男女の地位の平等感は、いまなお、就職や職場、しきたりや慣習において男性が優遇されていると感じていることがわかります。より一層、多様な能力・視点を活かす環境整備が必要と言えます。

(図-6) 領域別にみた男女の地位の平等感



(令和5年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査を基に作成)

※男女別データは参考資料図-12を参照

約74万人の熊本市民が暮らす中で、一人ひとりが置かれた生活環境には違いがあり、また、国籍や年齢、障がいの有無、性的指向¹²や性自認¹³等を含む性のあり方等多様です。このような違いを互いに認め合い、等しく社会参画できる機会を確保し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることは、「上質な生活都市」を目指す本市にとって大変重要なテーマです。

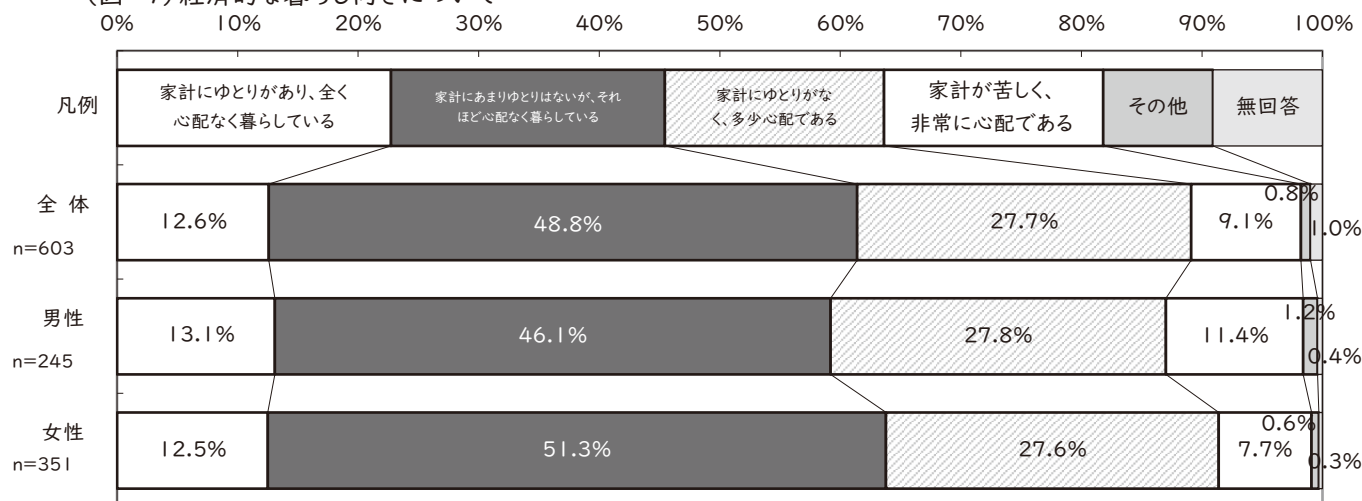
このような中、経済的に厳しい状況に置かれているひとり親家庭等は増加傾向にあり、複数の困難な事情を同時に抱えているケースやワーキングプア¹⁴等の様々な問題があります。

このような問題の解決に向けて、ひとり親家庭における安定した就労による自立の実現等、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援は、様々な格差による貧困の連鎖を防止し、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支える観点からも、今後も積極的な取組が必要です。

また、貧困、高齢、障がい、外国人に関しては、例えば母子世帯等のひとり親や、働き方の影響による低収入の高齢女性等、生活上の困難を抱える女性がいったり、性的マイノリティ¹⁵も性的指向または性別違和¹⁶等を理由とした生きづらさを抱える等、困難な状況に置かれている現状にあります。

このような方々に対する支援や、積極的に社会参画できる機会の確保は、社会的・経済的自立や健康づくりに欠かせないものであり、さらには社会の多様性の確保という観点からも大変重要であるため、これまで以上に積極的な施策の展開が必要です。

(図-7) 経済的な暮らし向きについて



(令和5年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査を基に作成)

12 性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指す。

13 性自認

「男性」、「女性」、「男性と女性のどちらでもある」、「どちらでもない」などといった、自分がどの性別であるかの認識のこと。生物学的性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。

14 ワーキングプア

パートタイムや派遣労働などの非正規雇用の増加に伴い、正規雇用者（正社員）と同じようにフルタイムで働いているにもかかわらず、貧困から抜け出せない状態や就業者のこと。

15 性的マイノリティ

性的指向や性自認、性表現等が典型的でないとされる人々のこと。セクシュアル・マイノリティともいう。具体的には、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーなどが含まれるが、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決めない・分らない人など、多様な性が存在する。

16 性別違和

性自認と出生時に割り当てられた性別が調和しないことによる苦悩のこと。

(4) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

平成 28 年(2016 年)4月に2度にわたって本市を襲った熊本地震により、市民生活は多大な影響を受けました。

発災後、最大で11万人に及ぶ市民が避難を強いられ、その中には援護や配慮を必要とする高齢者や障がい者、妊産婦や子ども連れの方、外国人、性的マイノリティの方等も多く含まれました。このような方々は避難所へ行くことを躊躇したり、避難所内でも不自由な生活を余儀なくされた等、様々な課題が震災後に実施された複数のアンケートからも浮かび上がりました。

また、避難所運営における運営方針や方法についての話し合いの場に、女性をはじめとした多様な主体の意見が反映される仕組みが無かったり、震災後に増大した家事・育児・介護等の家庭的責任が女性に集中したりする等、根強い固定的性別役割分担意識¹⁷が原因となっているものと考えられる課題も多く挙がりました。

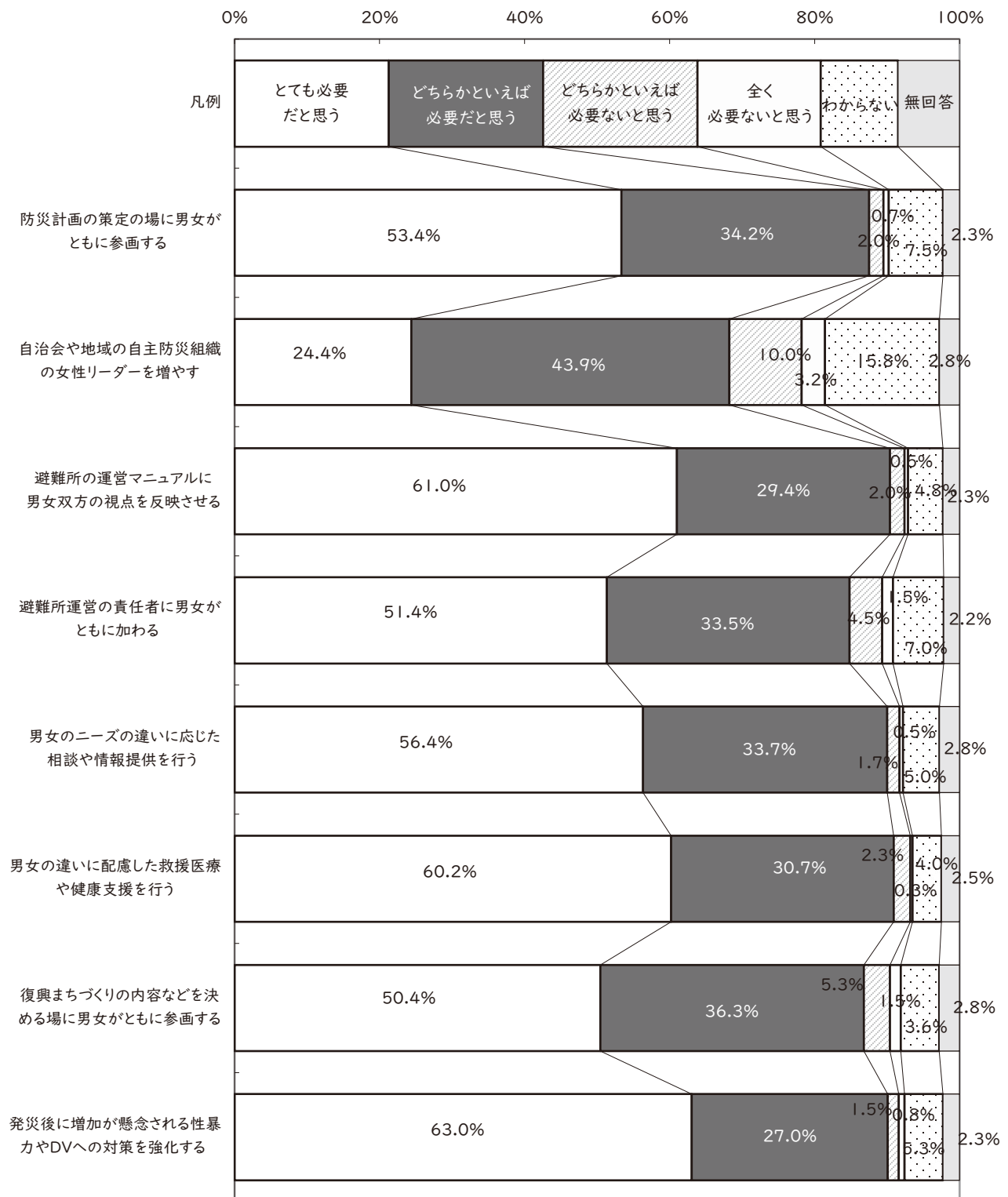
さらに、震災からの復旧・復興にあたっては、復興に関する各種の有識者会議や復興計画策定・推進のための委員会、復興まちづくりを話し合う協議会等の構成員への女性の参画を拡大することや、被災地における支援や復興に従事する職員へ男女共同参画の視点に基づく対応の理解を促進する研修の実施等、復興体制の整備が必要であることが、東日本大震災をはじめとした過去の被災地における教訓として指摘されています。

いつどこで発生するか分からない大規模災害に備えるためにも、平時から男女共同参画の視点に立って避難所運営に様々な意見を反映する仕組みづくりを進める等、日頃から地域で体制を整備しておくことが必要となります。

¹⁷ 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

(図-8) 防災や復興における男女共同参画の視点の必要性について



(令和5年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査を基に作成)

※男女別データは参考資料図-13を参照

(5) 暴力の根絶と人権の尊重

DVやセクハラ等の暴力は、男女共同参画社会を実現する上での大きな阻害要因であり、人権侵害行為です。

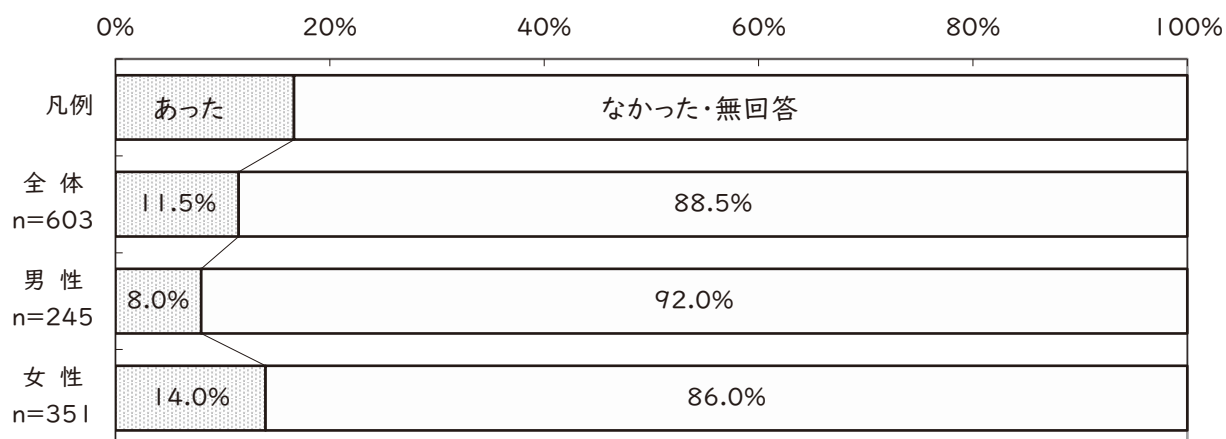
本市では、平成 26 年（2014 年）10月に熊本市配偶者暴力相談支援センター事業を開始し、相談体制の充実や相談員の資質の向上、関係機関との連携強化による支援体制の整備等に取り組んできたほか、市民への啓発講座の開催や啓発資料の配布等、暴力の根絶に向けた被害の未然防止にも努めてきました。

しかしながら、市民意識調査では図-9 が示すとおり約7人に1人の女性が何らかのDV被害経験があると回答しています。また、参考資料図-6のDV相談件数の状況が示すとおり、近年は相談件数が高水準のまま推移しています。

一方で、「第三者や相談機関に相談した」は2割未満で、平成 30 年度（2018 年度）より増加しているものの、依然として低い水準です。

以上のことから、今後より一層のDV等暴力を許さない意識づくり、支援体制の強化等が必要です。

（図-9）これまでのDV経験の有無



（令和5年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査を基に作成）

また、恋人間で起こるDVを「デートDV」といいますが、近年のスマートフォンの普及やソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）¹⁸の利用者増加等に伴い、これらを活用し相手の行動を制限する等の行為が若者の間で問題となっています。こうした交際相手からのDVや性犯罪等の暴力は一層多様化しており、新たな形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要があります。

配偶者等からの暴力の被害者が高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ等である場合は、個別の事情に十分に配慮し、これらの被害者の支援に当たっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠です。とりわけ、子どもがいる家庭におけるDVでは、被害者のみならず、面前DVにより子どもにも悪影響を与えることを十分考慮し、関係機関等と緊密に連携した対応が必要です。

一方、これまでは男性がDVの加害者であることが多く、DV被害を受けることはあまり想定されてきませんでしたが、市民意識調査の結果によると、図-9 で示すとおり、男性の8%が何らかのDV被害を受けたと回答しています。また、図-10 が示すとおり、第三者や相談機関に相談した割合は女性と比べて低く、特に男性

¹⁸ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

はこうあるべき等の固定的性別役割分担意識が被害者本人やその周囲にあることで、相談につながりにくい現状があるものと考えられます。このような点も踏まえた対策をおこなっていく必要があります。

さらには、生活環境の急激な変化によるストレス等から、そのはけ口が身近な配偶者や恋人等へ向かうことも危惧されます。

以上のようなことから、相談窓口情報の周知や被害者の立場に立った相談体制の充実を図るとともに、早い段階から人権教育や啓発事業を通じて、DVが人権侵害行為であり決して許されないことであるとの認識を、これまで以上に定着させていく必要があります。

加えて、近年、職場におけるパワーハラスメント¹⁹やセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の様々なハラスメント行為が社会問題となっています。平成 11 年(1999 年)の改正男女雇用機会均等法において、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止措置が事業主に義務づけられていますが、いまだセクシュアルハラスメントに対する職場環境の整備が大きな課題となっています。

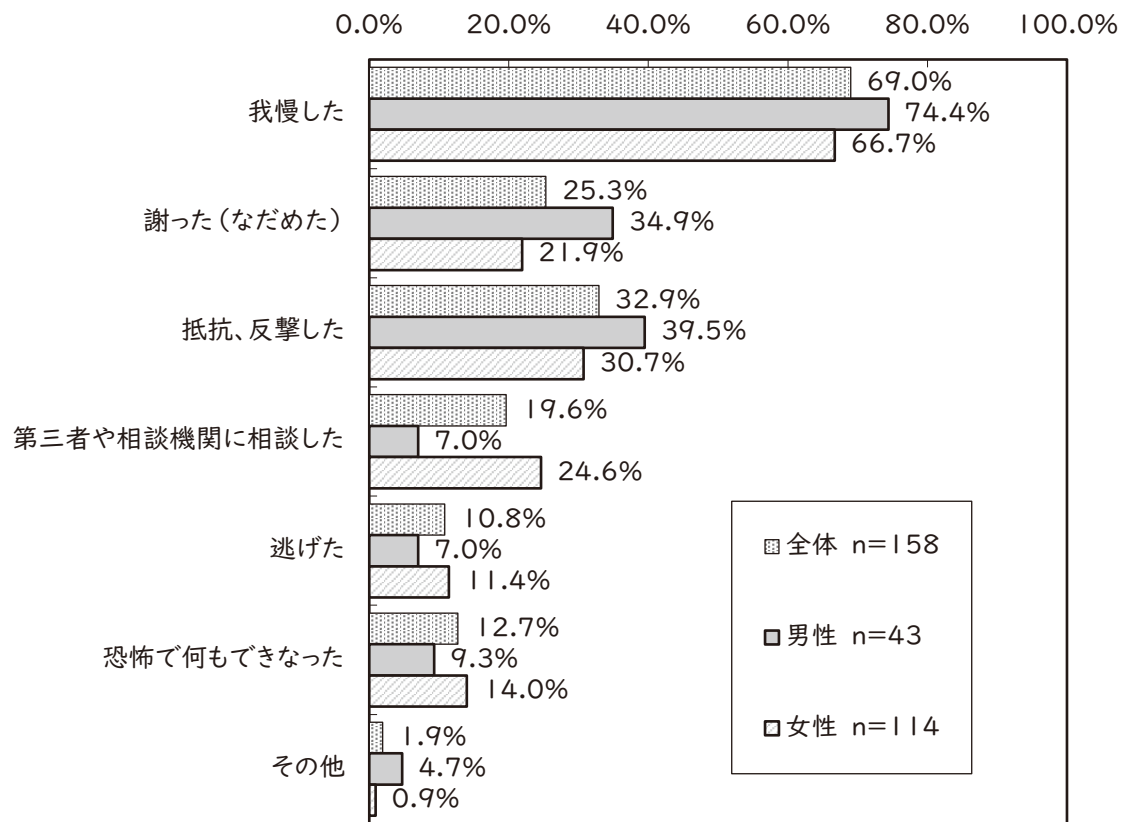
また、令和2年(2020 年)6月には、改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法が施行され、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務づけられました。

これらのハラスメント行為は、相手の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、労働者の能力発揮の機会を奪うだけでなく職場環境を悪化させるものであり、予防や解決に向けた早急な取組が必要です。

¹⁹ **職場におけるパワーハラスメント**

同じ職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為。上司から部下へのいじめ・嫌がらせを指して使われる場合が多いが、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して行われるものもある。

(図-10) DV被害を受けた際の対応(男女別)



(令和5年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査を基に作成)

3 中間見直しの背景及び方向性

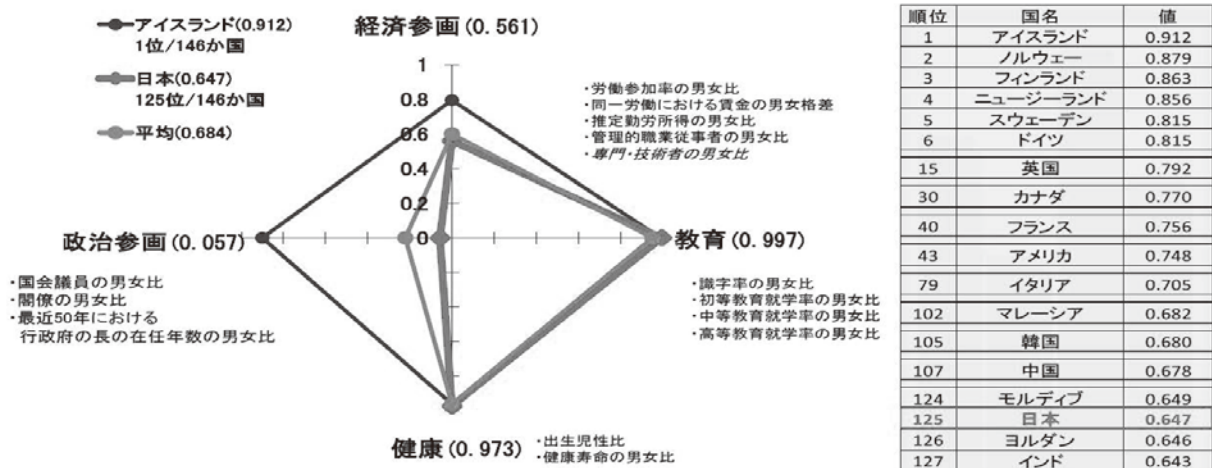
(1) 背景

①国際的な動き

令和5年(2023年)6月に公表されたジェンダー・ギャップ指数²⁰で、日本は146か国中125位(令和5年(2023年)6月時点)と低い状況から見ても、依然として男女間格差が大きい状況が続いています。

ジェンダー・ギャップ指数が低いことは、男女間の雇用格差や賃金格差、女性に対する暴力の増加などの拡大に繋がるため改善が急務となっています。

(図-11) ジェンダー・ギャップ指数2023年



(世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2023)」に基づき作成された内閣府資料から引用)

②国及び社会経済情勢の変化

生産年齢人口における女性の就業率は、令和3年(2021年)で71.3%と計画策定時に比べ増加しているなか、令和3年(2021年)6月には男性の育児休業取得促進や介護休業の取得要件の緩和等のため「育児・介護休業法」が改正されるなど、徐々にではありますが格差解消に向けた整備が進められています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたテレワーク²¹等の柔軟な働き方の推進や孤独・孤立の問題等の新たな課題も出てきており、国の「女性デジタル人材育成プラン」の決定、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の制定、また、いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦から成る世帯を前提とした「昭和モデル」から、全ての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる「令和モデル」への切替の提唱等、新たな制度、法律や目指すべき社会像が出てきており、本市においても変化する社会経済情勢の変化に対応した取組を行っていく必要があります。

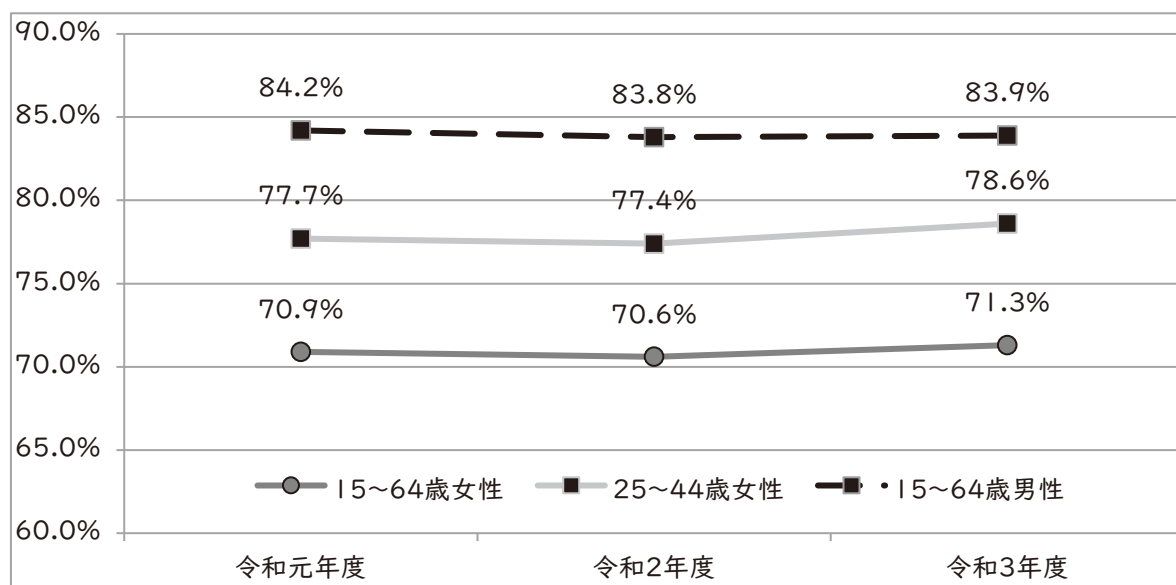
²⁰ ジェンダー・ギャップ指数

スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が、経済、教育、保健、政治の分野毎に各使用データをウェイト付けして算出している。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、0が完全不平等、1が完全平等を示している。

²¹ テレワーク

情報通信技術(ICT)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

(図-12) 生産年齢人口における就業率



(総務省「労働力調査(基本集計)」を基に作成)

(2) 方向性

中間見直しでは、計画策定時からの諸課題の状況を分析し、成果指標の目標値の修正や社会経済情勢の変化等で起きた新たな課題に対する取組を追加する等の見直しを行います。

1 第2次計画の基本的方針

(1) 基本理念

本市では、熊本市男女共同参画推進条例に基づき、次の基本理念を踏まえ、男女共同参画の推進に取り組めます。

① 多様性の尊重

誰もが互いに人権を尊重し、性別による差別や権利の侵害を行わないようにし、それぞれの能力が発揮できる機会を確保します。

② 男女の社会活動への共同参画

男性も女性も、社会の対等な構成員として、社会での様々な活動に参画できる機会を確保します。

③ 家庭生活における活動と他の活動への配慮

男性も女性も、互いの協力と社会の支援のもとで、子育てや介護等家族の一員としての役割を果たし、また、仕事や地域活動等様々な活動を行うことができるように配慮します。

(2) 目指す将来像

本計画では、本市が目指す将来像を、次のとおりとします。

目指す将来像	誰もがともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまち
--------	---------------------------

これは、誰もがひとりの人間として互いの人権を尊重し、ともに平等に社会参画する機会が確保され、様々な分野でその個性と能力を十分発揮できる、豊かで活力ある「上質な生活都市」を目指すものです。

第1次計画では、熊本市男女共同参画推進条例に基づく「基本理念」を、①男女の人権の尊重、②男女の社会参画の共同参画、③家庭生活における他の活動へ配慮、「目指す将来像」を「男女がともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまち」と定めておりました。

しかしながら、第2次計画においては、国の第4次男女共同参画基本計画や第4次熊本県男女共同参画計画を踏まえ、上記のとおり第1次計画の趣旨を尊重しながら、男女共同参画の視点に加えて性的マイノリティへの配慮の観点から、基本理念の「男女の人権の尊重」を「多様性の尊重」へ、目指す将来像の「男女が」を「誰もが」に修正しています。

(3) 計画の成果指標

本市総合計画に掲げる次の検証指標を、計画の達成度を測る成果指標とします。

成果指標	基準値 (平成 30 年度)	実績値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
			実績値 (令和 5 年度)	
男女がともに参画している社会と 感じる市民の割合	31.4%	28.7%	上昇	35.0%
			27.1%	
性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合	79.8%	82.3%	上昇	87.0%
			85.0%	

(4) 計画期間

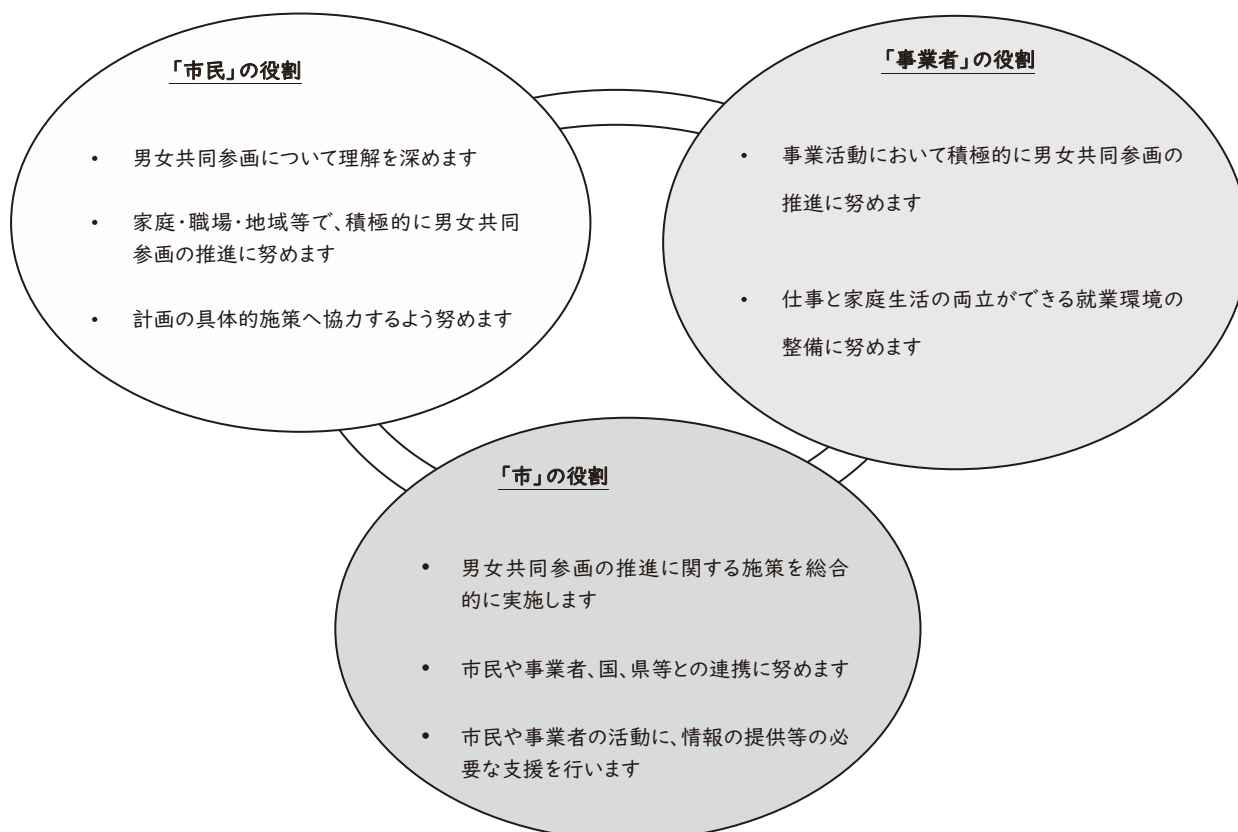
本計画の計画期間は、平成31年度(2019年度)～令和9年度(2027年度)とし、1年間延長します。

また、本市第7次総合計画の終了年である令和5年度(2023年度)に中間見直しを行いました。第8次総合計画の中間見直し年である令和9年度(2027年度)に、本計画の総合的な検証を行います。

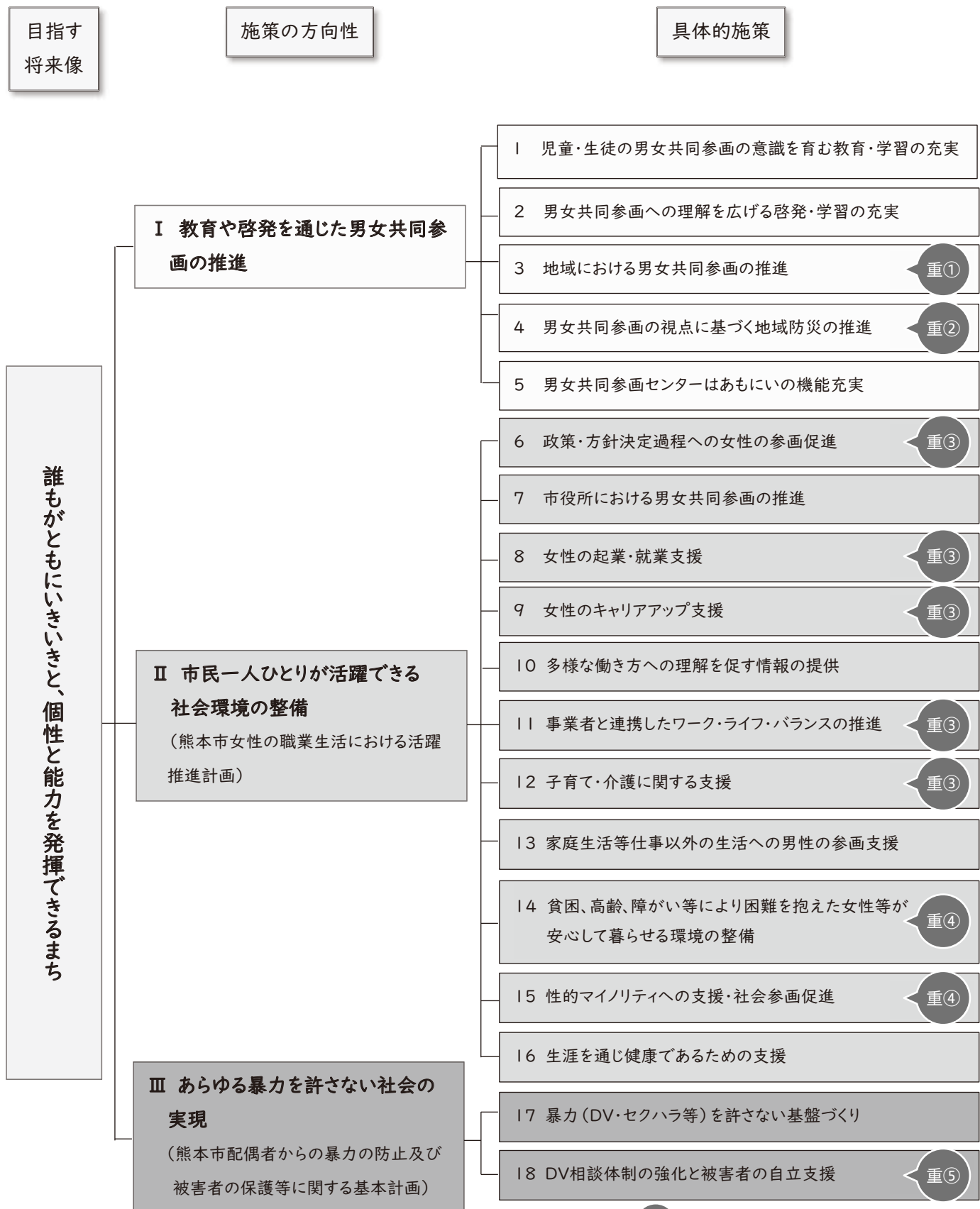
(5) 市民・事業者・市の役割

市民・事業者・市それぞれが、男女共同参画についての理解を深め主体的に取り組むとともに、それぞれが役割を果たしながら、互いに連携・協働して取り組むことが重要です。

【 図-13 各役割概念図 】



2 計画の体系



※ 重点 … 重点的取組(23ページを参照)

3 ≫ 重点的取組

第2次計画中間見直しにあたっての検証及び課題を踏まえ、以下の①から⑤を第2次計画における重点的取組とします。

重点的取組①	男女共同参画への関心や理解の促進及び男女でともに参画する地域活動の推進
重点的取組②	男女共同参画の視点に立った地域防災の推進
重点的取組③	子育て支援や多様な働き方の推進
重点的取組④	だれもが自分らしく生きるダイバーシティの推進のための環境整備
重点的取組⑤	暴力の根絶と人権の尊重

第4章

具体的施策の展開

施策の方向性Ⅰ 教育や啓発を通じた男女共同参画の推進

社会の各分野に、誰もがともに対等な構成員として、意欲を持って参画でき、その個性と能力を発揮できるための意識の醸成に取り組みます。

また、熊本地震の経験を踏まえ、男女共同参画の視点に基づく地域活動や地域防災の推進に努めます。

さらに、本市における男女共同参画推進の拠点である男女共同参画センターはあもにいの機能充実に努めます。

成果指標	基準値 (平成 30 年度)	実績値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
地域活動への参加率	41.3%	38.5%	60.0%	60.0%

具体的施策Ⅰ 児童・生徒の男女共同参画の意識を育む教育・学習の充実

番号	具体的取組	取組局
①	学校での全ての教育活動における男女平等に関する教育の推進と教職員に対する女性の人権等に関する人権教育研修の実施	教育委員会事務局
②	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア発達を促す教育の充実	教育委員会事務局
③	男女の協力、家族・家庭の意義、生活設計等の学習を通して男女共同参画を推進する教育課程の充実	教育委員会事務局

具体的施策Ⅱ 男女共同参画への理解を広げる啓発・学習の充実

番号	具体的取組	取組局
①	社会の各分野への男女共同参画に関する出前講座の実施	文化市民局
②	啓発紙や男女共同参画週間記念事業による男女共同参画に関する情報の提供	文化市民局
③	「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する講座」「男女共同参画に関する基本的な講座」等の男女共同参画啓発セミナーの開催	文化市民局
④	家庭が果たすべき役割等家庭教育に関する学習会の開催	教育委員会事務局 文化市民局
⑤	市政広報における男女共同参画の視点に留意したガイドラインの発信	文化市民局

重①

具体的施策3 地域における男女共同参画の推進		
番号	具体的取組	取組局
①	男女共同参画の視点を取り入れた施策等の自治会等地域への周知・情報提供	文化市民局 各区
②	公民館、児童館、地域コミュニティセンター等の地域の拠点施設における男女共同参画に関する事業の展開	文化市民局 こども局
③	男女共同参画週間記念講演会等での地域における男女共同参画の啓発	文化市民局
④	くまもとポイント事業等を活用した地域での男女共同参画の推進	文化市民局
⑤	男女共同参画センターはあもにいと連携した各区での啓発事業の実施	文化市民局 各区

重②

具体的施策4 男女共同参画の視点に基づく地域防災の推進		
番号	具体的取組	取組局
①	男女共同参画の視点に基づく地域防災計画・避難所運営マニュアル等の整備	政策局 各区
②	男女共同参画の視点を持った地域防災リーダーの育成とネットワーク形成への支援	政策局 文化市民局 各区
③	防災出前講座の開催等を通じた男女共同参画に基づく防災意識の啓発	文化市民局 各区

具体的施策5 男女共同参画センターはあもにいの機能充実		
番号	具体的取組	取組局
①	「はあもにいフェスタ」「ミモザフェスティバル」「市民グループ企画」の開催等、市民ニーズを捉えた意識啓発や社会参画支援のための事業の実施	文化市民局
②	男女共同参画社会を目指す団体等の活動支援及び情報提供	文化市民局
③	夫婦や家族・生き方等に関する講座の実施及び男女共同参画に関する情報の収集・提供	文化市民局
④	地域団体、NPO、学校、事業者等様々な主体とのネットワークの構築を図る事業の実施	文化市民局

施策の方向性Ⅱ 市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備 (熊本市女性の職業生活における活躍推進計画)

政策・方針決定過程に誰もがともに参画できる機会の確保とともに、女性がその能力を発揮できるための支援を行います。

特に、働き方改革を促進しワーク・ライフ・バランスを図っていくため、市民や事業者に対して、その意義や成果について周知するとともに、社会全体で育児や介護等を支える環境づくりに取り組みます。また、今後の女性活躍推進法の改正等も視野に入れながら、時勢の変化に伴う諸制度の改正等にも柔軟に対応できるよう取り組みます。

さらには、男女の身体的違いも踏まえ、各ライフステージに対応した適切な健康保持・増進を支援します。

なお、施策の方向性Ⅱについて、女性活躍推進法第6条第2項に規定する市町村推進計画として位置づけ、「熊本市女性の職業生活における活躍推進計画」とします。

成果指標	基準値 (平成 30 年度)	実績値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
民間企業の管理職における女性の割合	14.0%	16.6%	25.0%	30.0%
市の審議会等における女性委員の割合	28.3%	36.3%	40.0%	40.0~60.0%
ワーク・ライフ・バランスの用語の認知度	44.6%	63.3%	50.0%	90.0%

重③

具体的施策6 政策・方針決定過程への女性の参画促進		
番号	具体的取組	取組局
①	市の審議会等や行政委員会における女性の登用促進	総務局 文化市民局 教育委員会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査事務局 農業委員会事務局 財政局
②	「男女共同参画社会実現に向けた企業実態調査」等の機会を捉えた、事業所における女性の登用促進	文化市民局
③	学校における女性校長・教頭等の登用促進のための環境整備	教育委員会事務局
④	様々な分野で活躍している女性の情報を掲載している「女性人材リスト」の充実と活用	文化市民局
⑤	「はあもにいウィメンズカレッジ」等女性の社会参画の必要性や意欲を高める講座の実施	文化市民局

具体的施策7 市役所における男女共同参画の推進		
番号	具体的取組	取組局
①	女性の管理・監督職の登用促進に向けた環境の改善	総務局
②	ポジティブ・アクションの推進にあたっての女性職員のキャリア形成への支援	総務局
③	年次有給休暇の取得促進や超過勤務の削減等、ワーク・ライフ・バランスの推進	総務局
④	各種ハラスメントや性的マイノリティに関する職員研修の実施	総務局 文化市民局

重③

具体的施策8 女性の起業・就業支援		
番号	具体的取組	取組局
①	「資格取得講座」「再就職支援セミナー」等、就労に結びつく学習機会、相談の実施	経済観光局 文化市民局
②	関係機関との連携による子育て中の女性の就業に関する情報提供	文化市民局 経済観光局
③	女性の起業への支援及び雇用の創出のためのセミナー等の開催	文化市民局 経済観光局
④	就業機会が少ない障がい者・母子家庭の母等を継続して雇用した事業主への雇用奨励金や職業訓練受講料助成等の経済支援	経済観光局
⑤	「母子・父子自立支援プログラムの策定」「母子家庭等自立支援給付金の支給」等、ひとり親家庭に対する就労支援	こども局
⑥	「女性相談デー」「女性のためのビジネス合同相談会」の開催等、女性の社会進出や新事業展開への支援	経済観光局
⑦	家族経営協定 ²² 締結の推進等、農水産業における女性担い手の育成及び活動支援	農水局

22 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

重③

具体的施策9 女性のキャリアアップ支援

番号	具体的取組	取組局
①	キャリアアップのための知識・スキル習得を目的としたリスキリングの推進など、女性の活躍推進に向けた事業の実施	文化市民局
②	「女性の活躍応援協議会くまもと」の開催による経済団体や関係機関等との連携強化	文化市民局
③	女性の起業・就業支援、キャリア アップ支援等女性の意欲と能力向上を図るための講座の開催	文化市民局
④	女性の意欲と能力活用について、事業所の自主的かつ積極的な取組を促すための情報提供	文化市民局

具体的施策10 多様な働き方への理解を促す情報の提供

番号	具体的取組	取組局
①	ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催等による啓発及び情報の提供	文化市民局
②	テレワークをはじめとした柔軟な働き方に関する講演会や勉強会の開催等による啓発及び就業支援	文化市民局

重③

具体的施策11 事業者と連携したワーク・ライフ・バランスの推進

番号	具体的取組	取組局
①	企業活動の先進的取組事例の紹介等、地場企業に向けたワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	文化市民局
②	子育て優良企業認定・表彰制度等による事業者等へのワーク・ライフ・バランスの推進	こども局
③	育児・介護休業法等関係法令の情報収集と周知	文化市民局

具体的施策12 子育て・介護に関する支援

番号	具体的取組	取組局
①	「児童手当」「こども医療費の助成」等、子育て家庭に対する経済的な支援や相談体制の充実に向けた取組	こども局 各区
②	多様なニーズに対応した保育サービスの充実等待機児童解消に向けた取組	こども局
③	児童育成クラブ、ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育事業等による子育て支援	こども局 教育委員会事務局
④	「熊本市結婚・子育て応援サイト」における子育てイベントの周知強化等による誰もが参画できる子育て支援	こども局
⑤	施設・在宅介護等高齢者・障がい者に対する介護・福祉サービスの充実	健康福祉局
⑥	民生委員や校区社会福祉協議会等との連携による地域福祉活動の充実	健康福祉局 こども局 各区

具体的施策13 家庭生活等仕事以外の生活への男性の参画支援

番号	具体的取組	取組局
①	男性の育児参画を目的とした親と子のふれあいに関する催し等家庭生活に関する講座の実施	文化市民局 各区
②	関係機関等と連携した男性の子育てや介護等への参画に関する情報提供の実施	文化市民局

民間女性管理職の方の経験談

民間団体で管理職をしています。
私の経験談をお話します。
(民間団体・50代女性)



【管理職になって良かったことは】

就職して3年目ごろ、仕事の流れや仕組みが理解できて肩の力を抜いて仕事ができるようになりました。部署異動の時や転職した時には、見える景色が変わるという経験をしました。役職に就くと、できる経験も見えるものも変わります。進学・転校・卒業など環境の変化や転機があって子どもたちが成長していくように、転職も異動も昇進も成長の機会です。私が成長していく姿を子どもに見せられていると思うことが一番良かったことです。

【女性管理職を目指す方へ】

実力も経験もあり、周囲から評価もされているのに「私なんて…」とか「たまたま上手くいっただけ…」など必要以上に自己評価が低かったり、周りをだましている気分になったりする心理状態のことを「インポスター（詐欺師）症候群」と言い、女性に多いと言われています。私は成功を望まれていないとか、目立たないほうがいいなどの価値観の刷り込みが関係しているとも。

「私にはまだ早い/経験が足りない」と思わず、評価や期待を受け入れ、できることをやってみる。男性は結構気軽に役職や役割を引き受けていますよ。必要なスキルや知識は役に就いて経験をすることで身につけていくと思います。

具体的施策14 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

番号	具体的取組	取組局
①	ひとり親家庭等への生活支援や就業・資格取得支援、経済的支援等の実施	文化市民局 経済観光局 こども局
②	生活困窮にかかる相談支援や相談体制の整備	健康福祉局 各区
③	高齢者や障がい者に対する就労支援等の推進	健康福祉局 経済観光局
④	高齢者世代が地域の支え手として活躍できる活動の支援等、活躍の場の拡充	健康福祉局
⑤	多文化共生社会の推進に向けた各種相談等の外国人への支援の充実	政策局
⑥	困難な問題を抱える女性への支援や相談体制の整備（新規）	文化市民局 健康福祉局 こども局 各区

具体的施策15 性的マイノリティへの支援・社会参画促進

番号	具体的取組	取組局
①	熊本市パートナーシップ宣誓制度の周知や都市間相互利用に関する協定の締結等、性的マイノリティの負担軽減のための施策の推進	文化市民局
②	性的マイノリティへの理解促進に向けたセミナーの開催やリーフレットの配布等、各種啓発の実施	文化市民局
③	性的マイノリティ当事者や支援団体等と市関係機関の意見交換会の開催等、性的マイノリティ当事者が抱える生きづらさの解消に向けた必要な支援の実施	文化市民局

具体的施策16 生涯を通じ健康であるための支援

番号	具体的取組	取組局
①	健康づくりのための学習や検診、相談機会の提供	健康福祉局
②	妊娠・出産に関する健診の充実や専門機関と連携した相談・指導・支援の実施	健康福祉局 各区 市民病院
③	児童・生徒の発達段階を踏まえた性に関する指導や、性に関する指導を通じたいのちの安全教育の充実	教育委員会事務局

施策の方向性Ⅲ あらゆる暴力を許さない社会の実現 (熊本市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画)

あらゆる市民がそれぞれの個性と能力を発揮し活躍するためには、その阻害要因となる相手の人権を損なう行為であるDVやセクハラ等の暴力を根絶することが必要であることから、あらゆる暴力を許さない意識の醸成とともに、関係機関と連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談体制・支援体制の充実を図ります。

なお、施策の方向性Ⅲについて、DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけ、「熊本市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」とします。

成果指標	基準値 (平成 30 年度)	実績値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
DV被害者が第三者や相談機関に相談した割合	17.3%	19.6%	増加	30.0%

具体的施策17 暴力(DV・セクハラ等)を許さない基盤づくり		
番号	具体的取組	取組局
①	啓発冊子、市政だより、市のホームページ等様々な媒体を使った啓発・広報の実施	文化市民局
②	市民等を対象とした「DV防止セミナー」等のDV防止、被害者支援に係る講演会等の実施	文化市民局
③	市民・事業者等を対象とした各種ハラスメントやDV・デートDVに関する出前講座の実施	文化市民局
④	犯罪を防止するための安全・安心な環境の整備	文化市民局 都市建設局 教育委員会事務局

具体的施策18 DV相談体制の強化と被害者の自立支援		
番号	具体的取組	取組局
①	熊本市DV対策ネットワーク会議及び熊本市DV対策庁内連絡会議開催による関係機関相互の連携	文化市民局 健康福祉局 こども局 各区
②	DV被害者への住民基本台帳事務における適切な支援措置の実施と情報管理の徹底	文化市民局 各区
③	多様な相談に対応する為の相談員の資質向上に向けた研修の充実及び相談窓口の周知	文化市民局 健康福祉局 各区
④	住まい及び経済的自立に向けた支援	文化市民局 都市建設局 健康福祉局 こども局 各区
⑤	配偶者暴力相談支援センター事業における相談体制の充実及び連携強化	文化市民局 健康福祉局 こども局 各区
⑥	性的マイノリティや男性被害者に対する相談員の対応強化	文化市民局 各区

1 計画の推進体制

(1) 様々な主体との連携・協働

計画を実効性あるものとするために、市民、事業者、地域団体やNPO等の各種団体、学校、国・県・熊本連携中枢都市圏構成自治体等の関係機関等、多様な主体と連携・協働することに努め、理解の層を広げます。なお、推進体制のイメージは図-14 のとおりです。

(2) 推進体制の整備

計画に盛り込まれている施策・取組を総合的かつ計画的に推進するために体制を整備し、適切な進捗管理に努めます。

① 熊本市男女共同参画庁内推進会議の開催

関係課長等で構成され、男女共同参画に関する施策の検討及び推進、連絡調整等を行います。

② くまもと市男女共同参画会議の開催

市長の附属機関として男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議します。

また、市民及び事業者等が、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策について意見を申し出たとき又はその申し出により市が措置を講じたときは、報告を受けます。

③ 施策の実施状況の報告・公表

市は、条例第14条に基づき、毎年男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表します。

2 検証・評価の方法

(1) 検証の方法

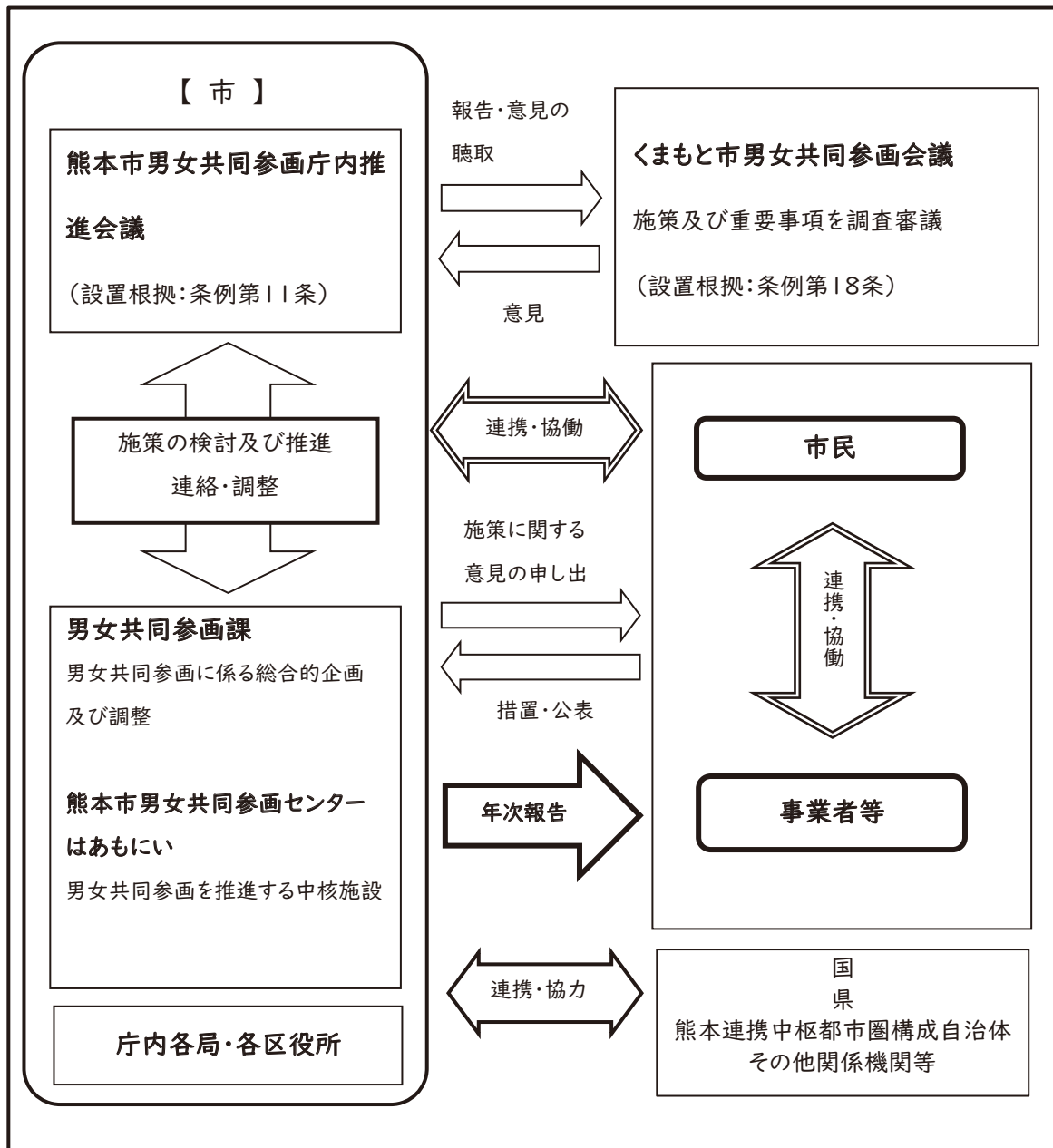
本計画の効果的な推進を図るため、くまもと市男女共同参画会議において達成状況の点検等を行います。

計画の達成状況の点検等を行う機関	くまもと市男女共同参画会議
------------------	---------------

(2) 計画の達成状況の検証

本計画の各成果指標の達成状況を検証するため、熊本市総合計画に関する市民アンケート調査のほか、本市が実施する男女共同参画に関する市民意識調査及び関係機関等が実施する各種調査、庁内関係各課が把握している実績値等に基づき、必要な数値等を算定のうえ、計画の達成状況を検証することとします。

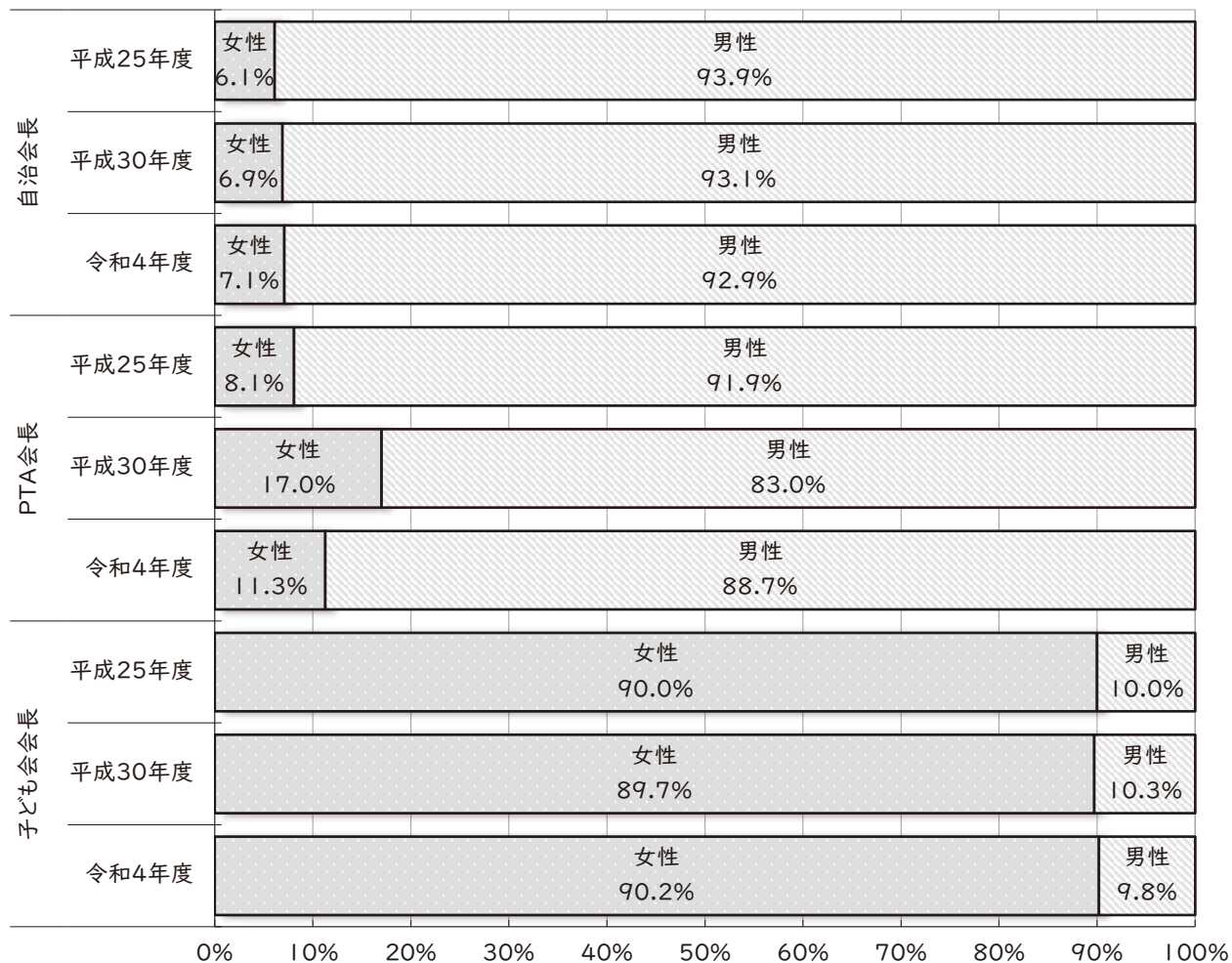
【 図-14 推進体制イメージ図 】



参考資料

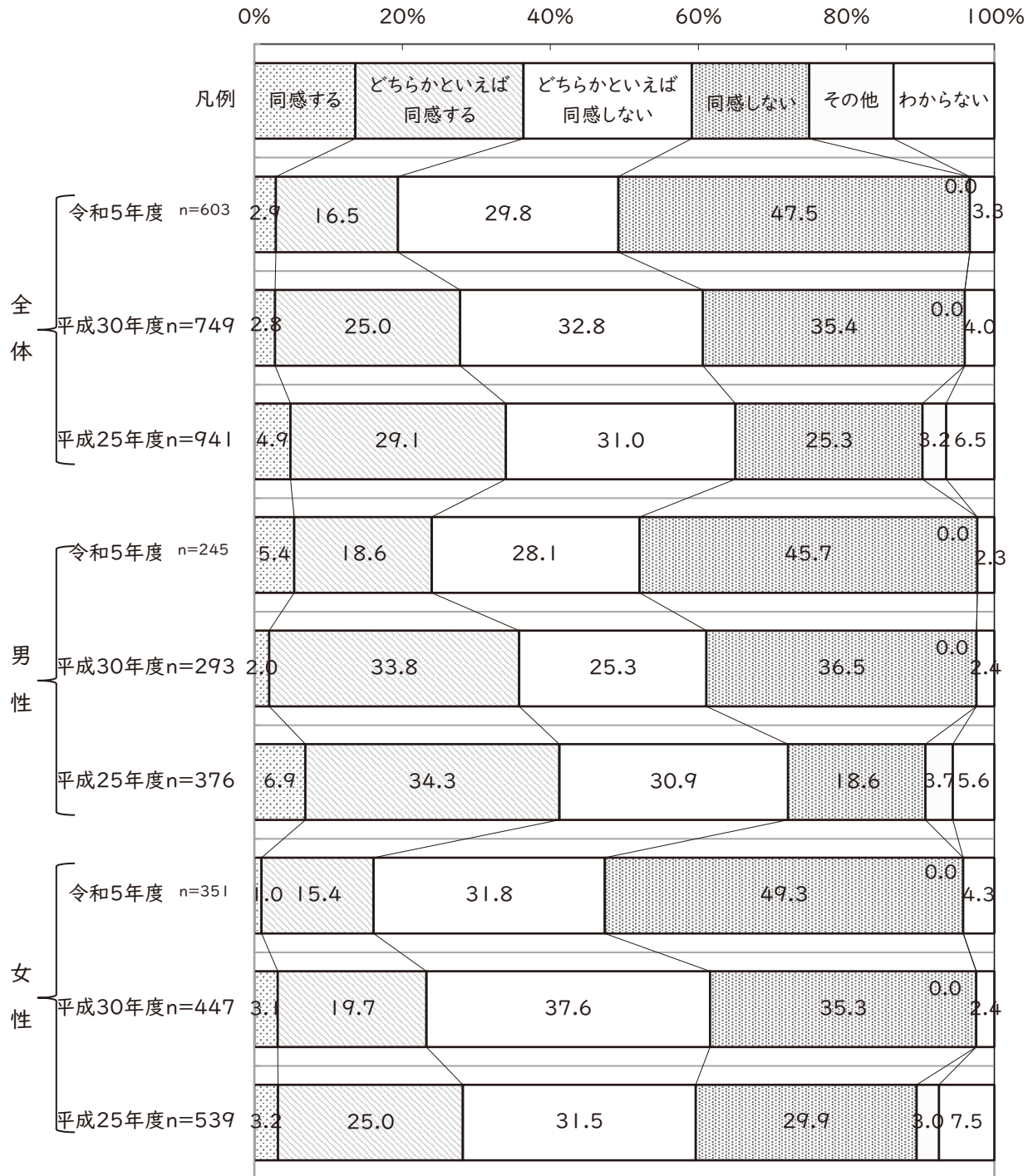
【参考資料① 男女共同参画に関する市民意識調査等に基づく資料】

◆参考資料図-1 地域活動における男女の参画状況



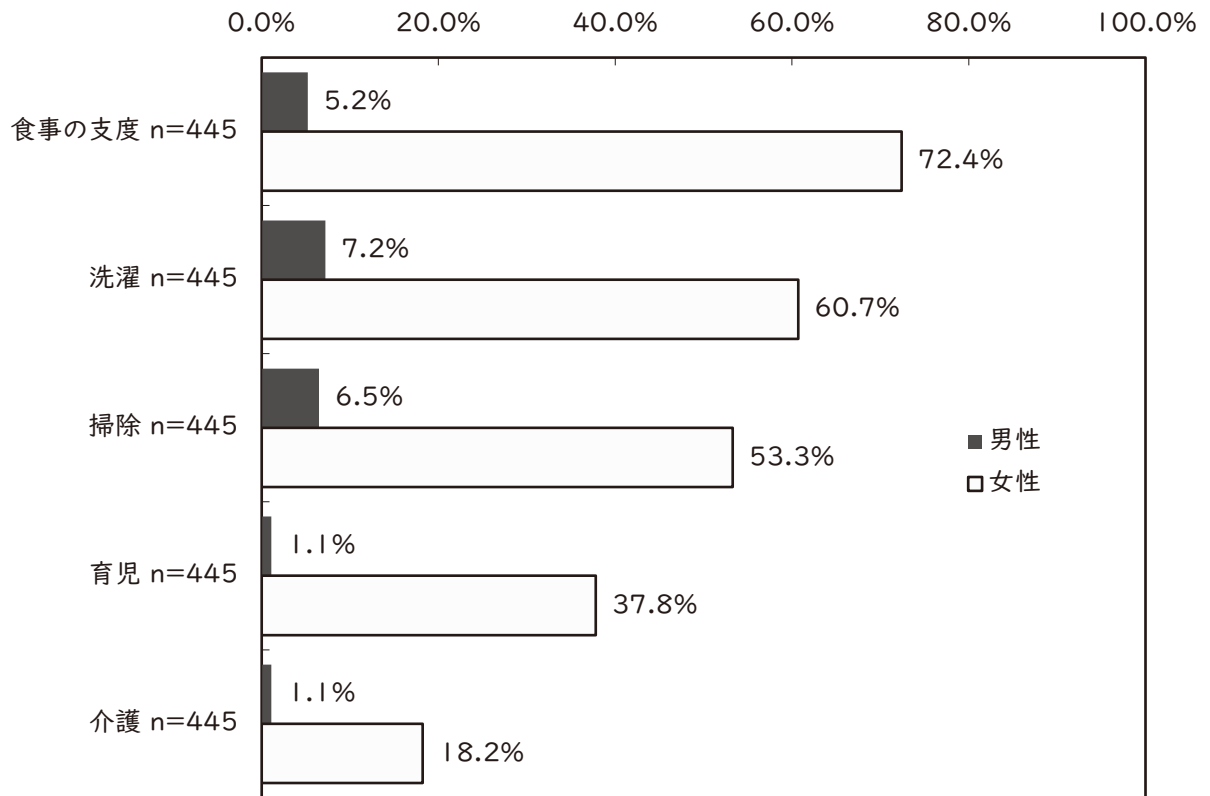
(市各担当課調査・市関係団体調査より作成)

◆参考資料図-2 「男は仕事、女は家庭」のような固定的性別役割分担意識について（年度別）



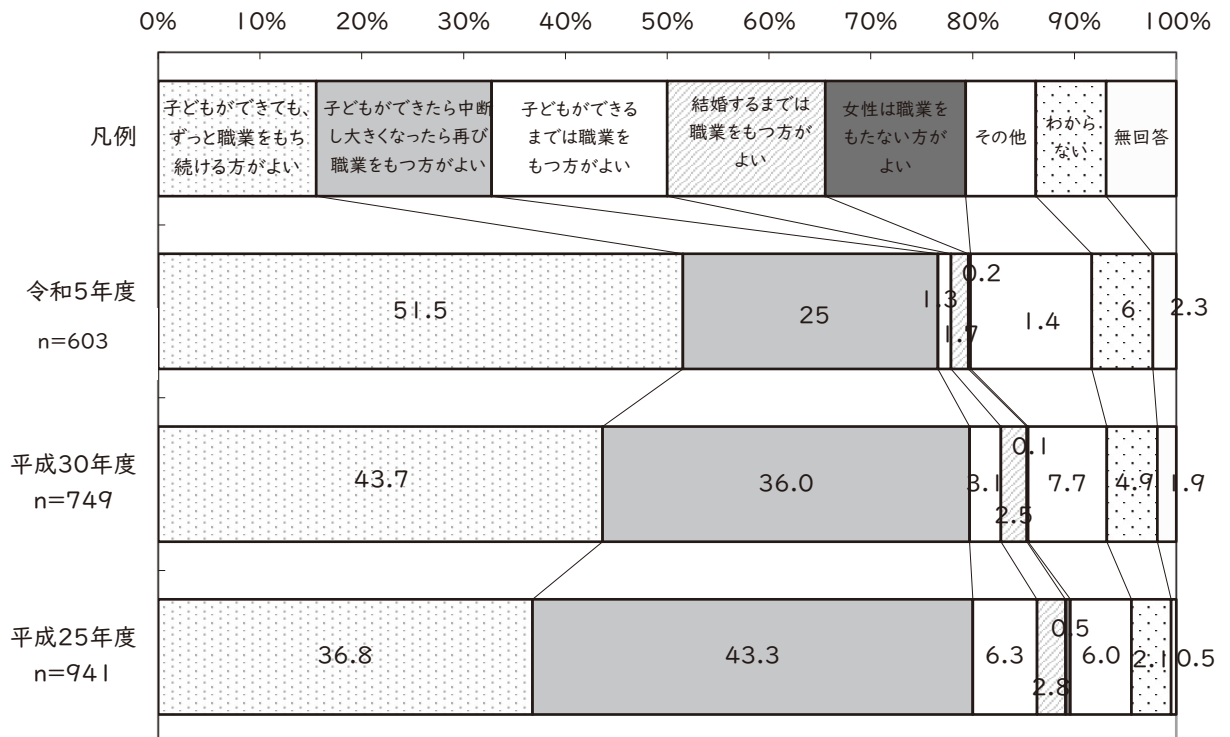
（令和5年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査を基に作成）

◆参考資料図-3 家庭における役割分担について



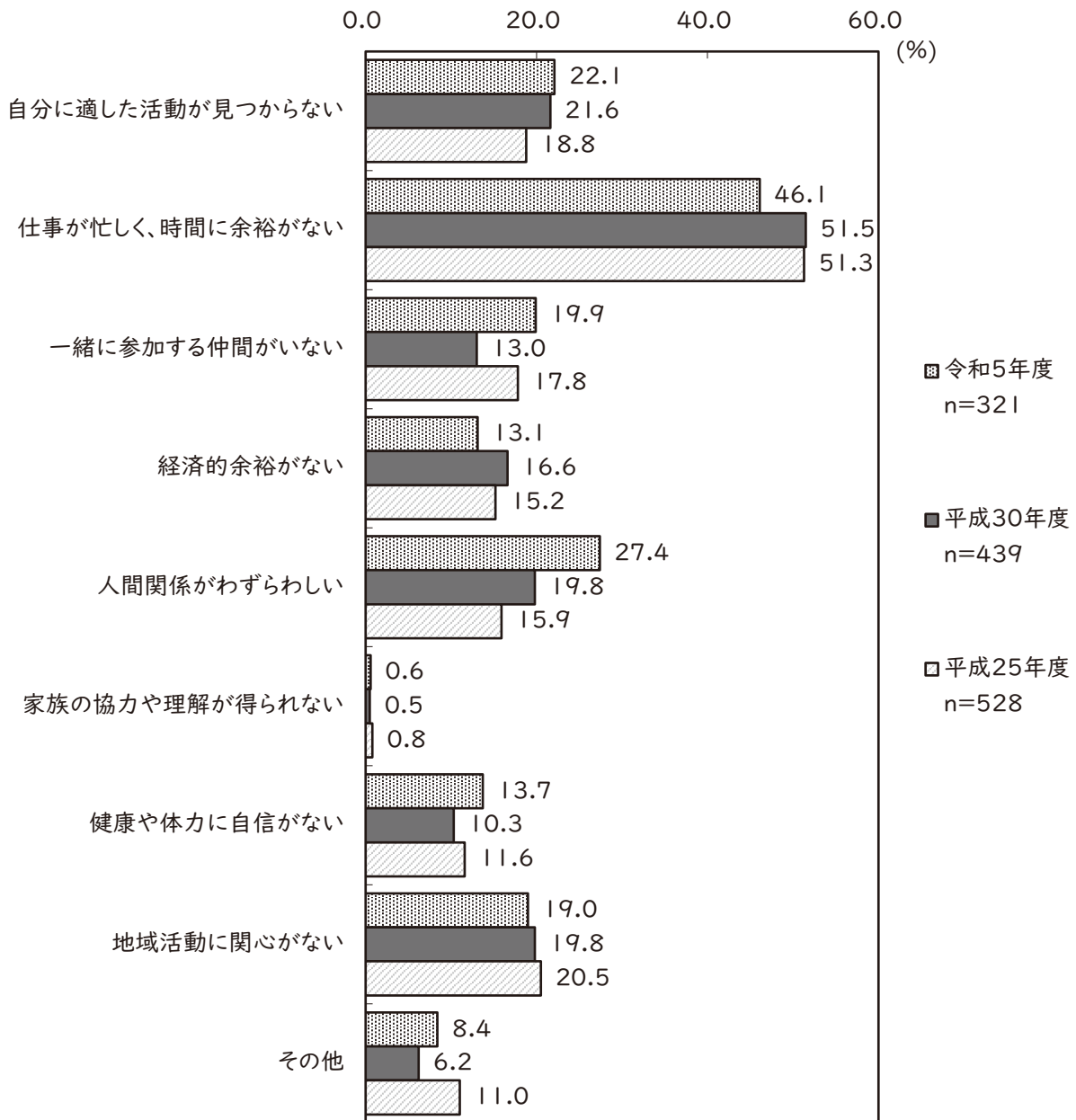
(令和5年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査を基に作成)

◆参考資料図-4 女性が就業することに対する意識について



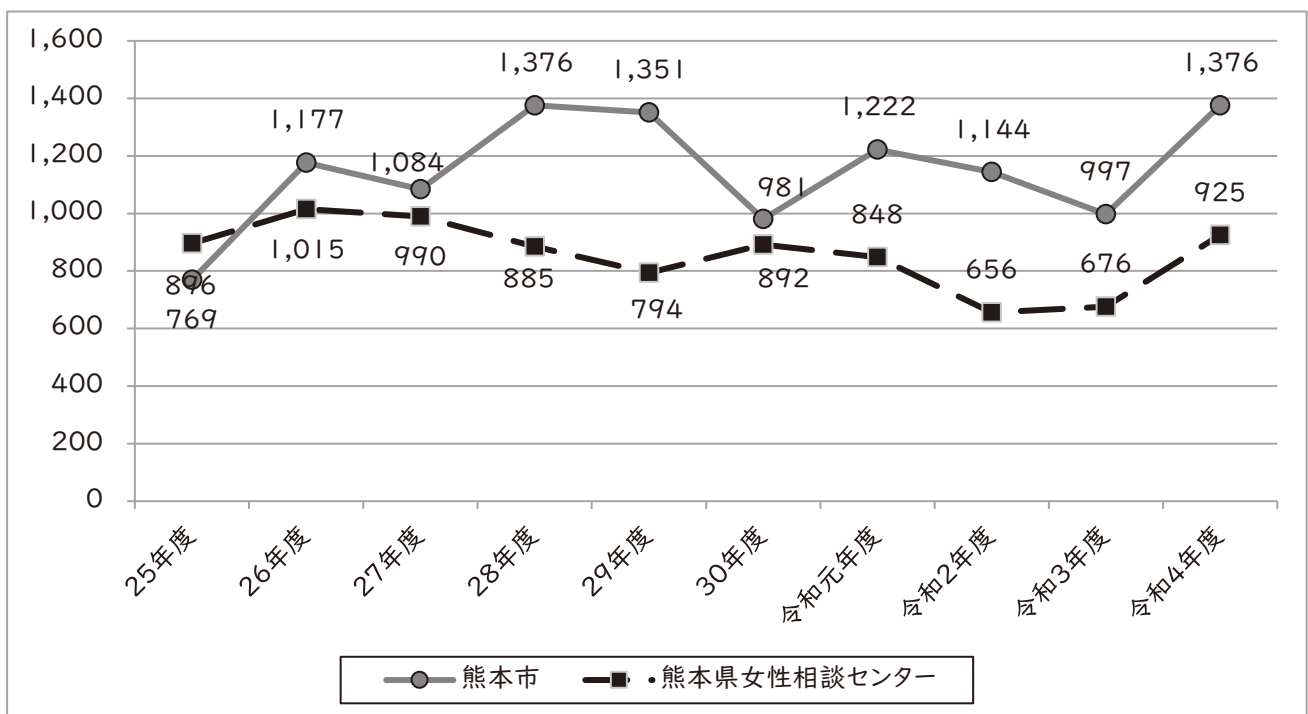
(令和5年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査を基に作成)

◆参考資料図-5 地域活動への不参加の理由（年度別）



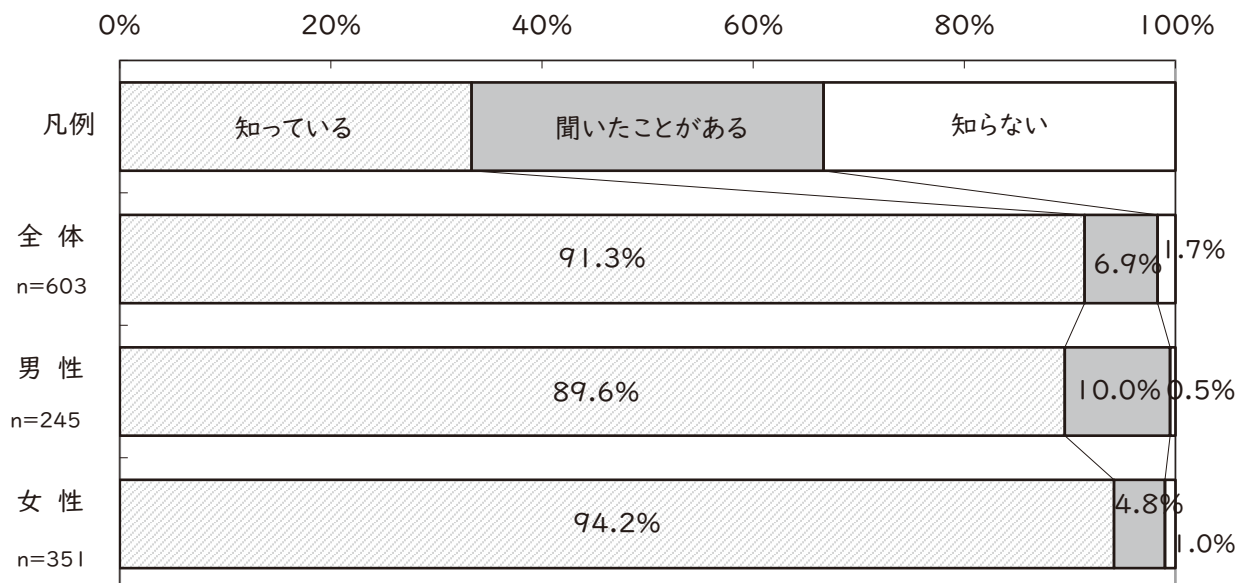
（令和5年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査を基に作成）

◆参考資料図-6 DV相談件数の状況



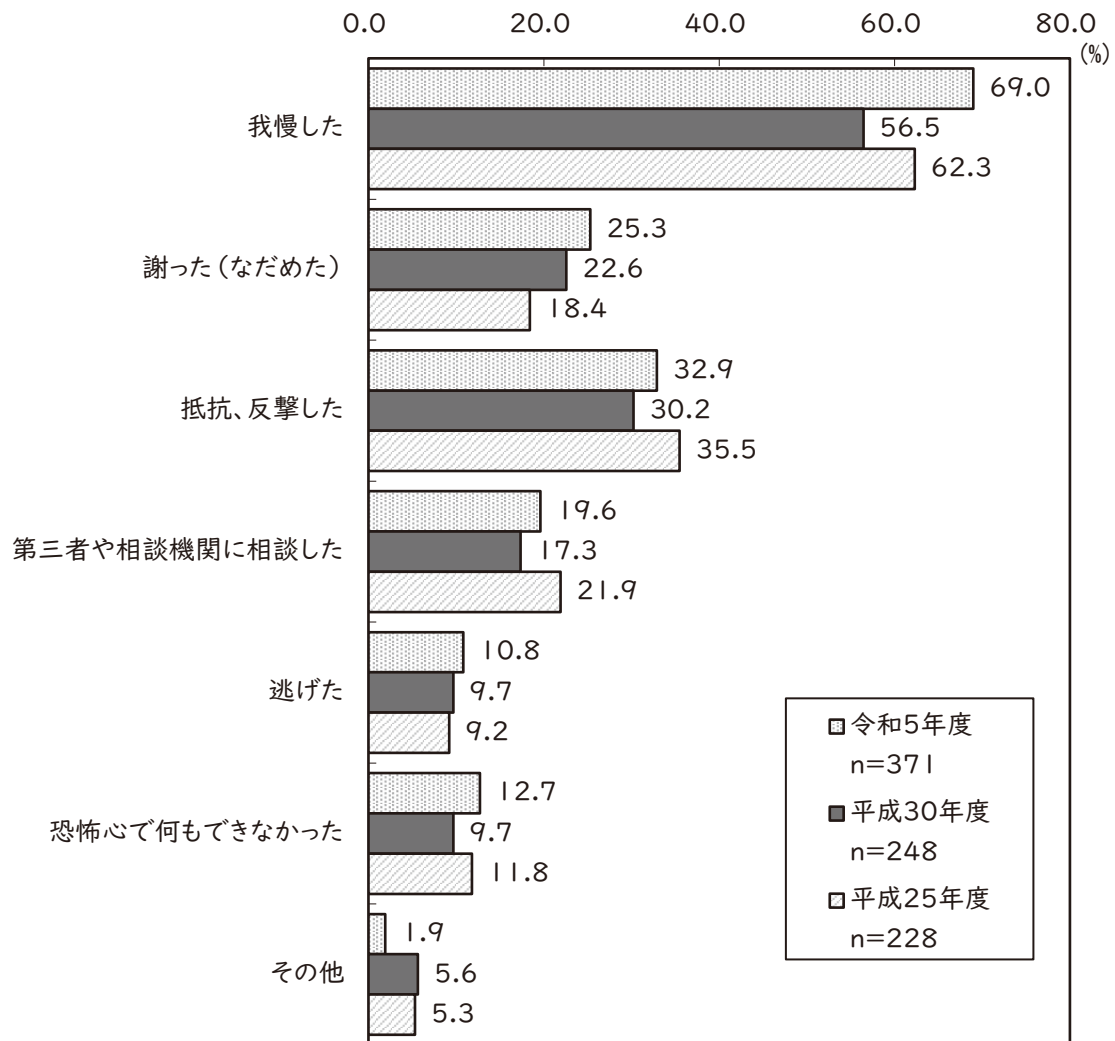
(令和5年度熊本市DV対策ネットワーク会議資料より抜粋)

◆参考資料図-7 DVの内容についての認知度



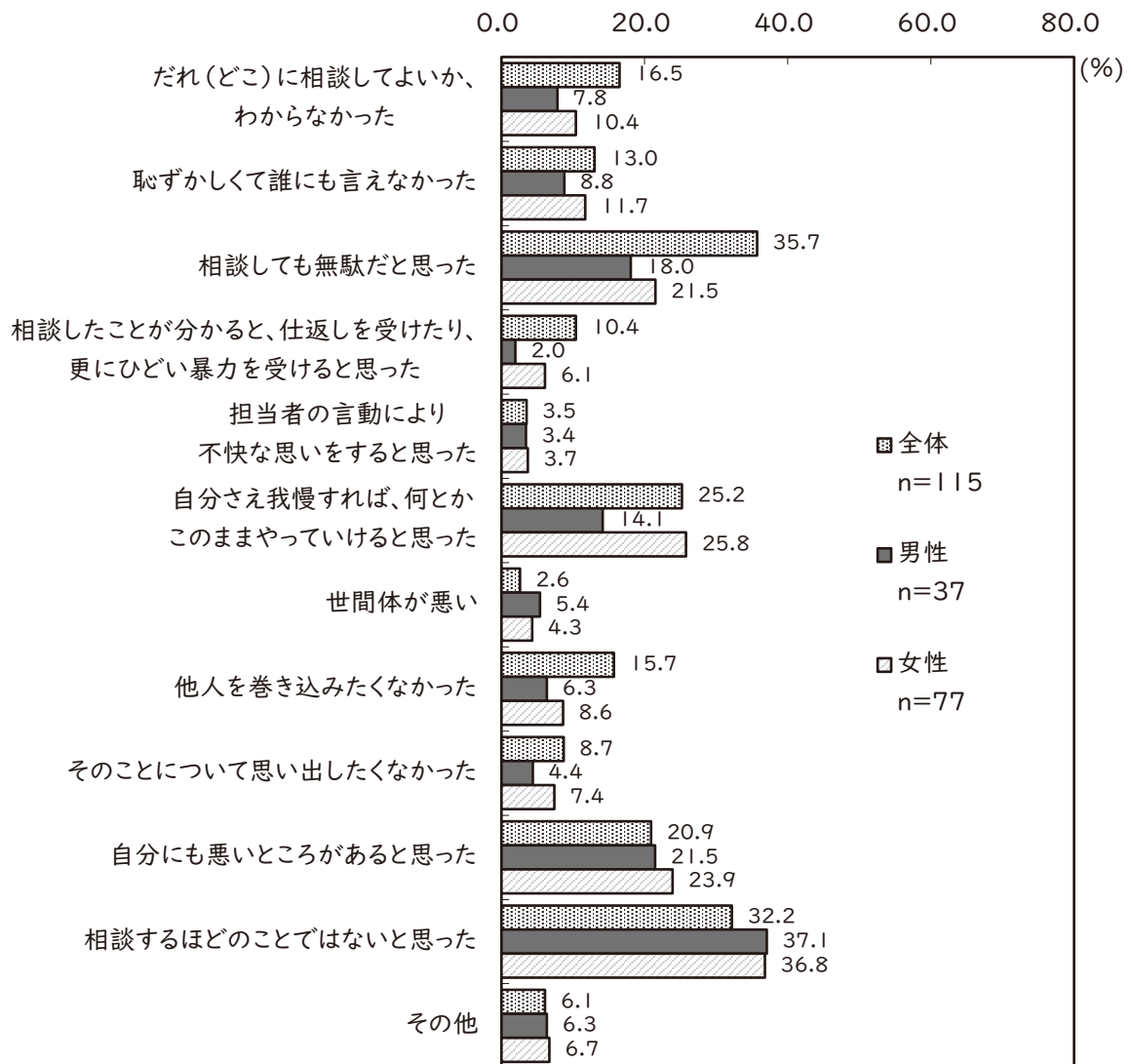
(令和5年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査を基に作成)

◆参考資料図-8 DV被害を受けた際の対応（年度別）



（令和5年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査を基に作成）

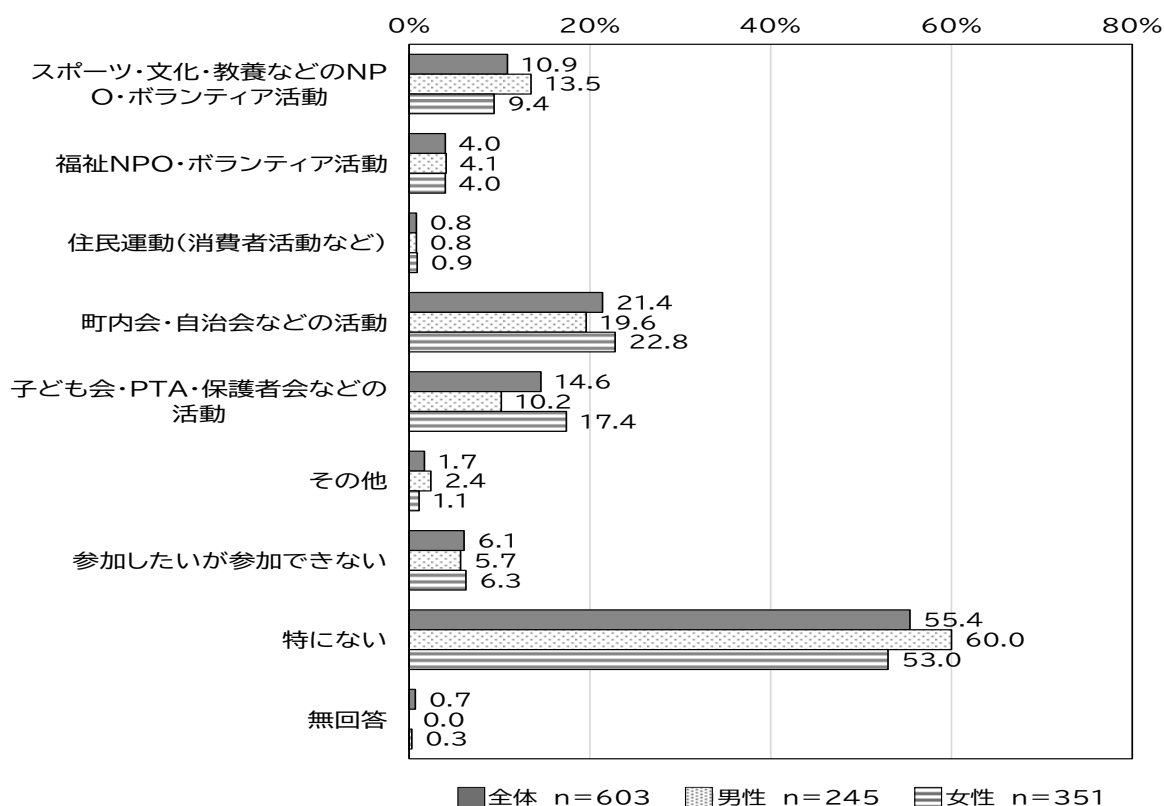
◆参考資料図-9 相談しなかった理由（男女別）



(令和5年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査を基に作成)

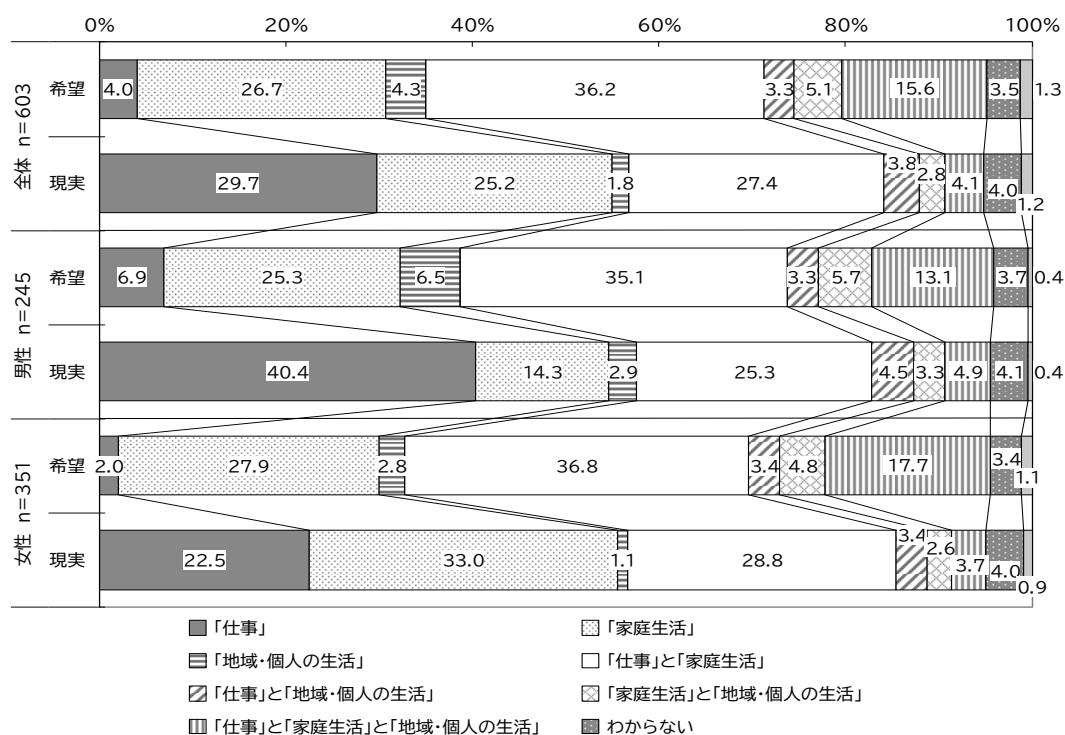
※参考資料図-10～13は、性別の問いに対し無回答が7人いたため、男性245人と女性351人の合計は、全体の603人にはならない。

◆参考資料図-10 地域活動の参加状況（男女別）



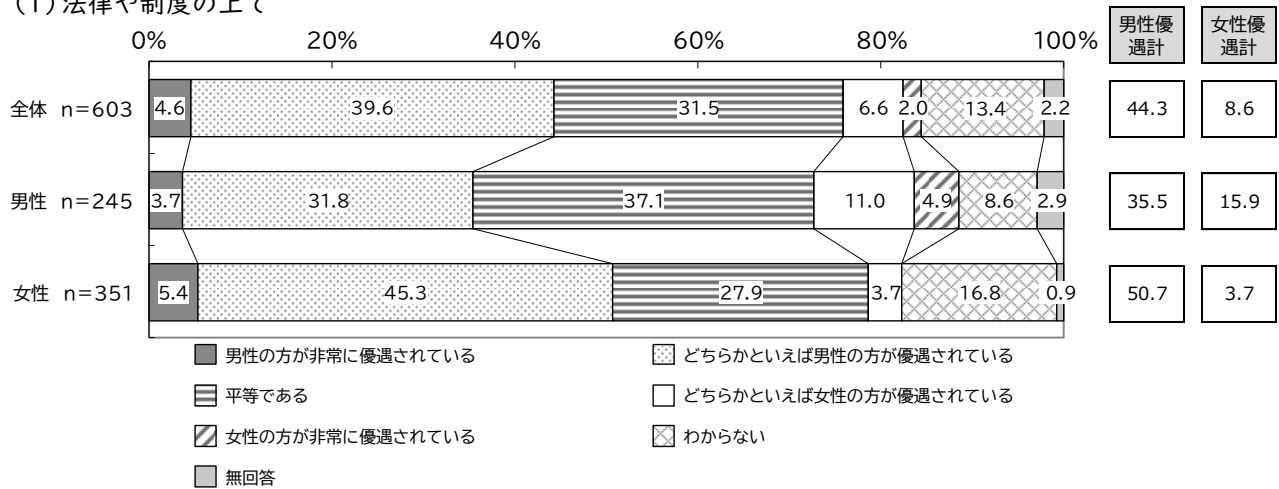
(令和5年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査を基に作成)

◆参考資料図-11 生活についての希望と現実（男女別）

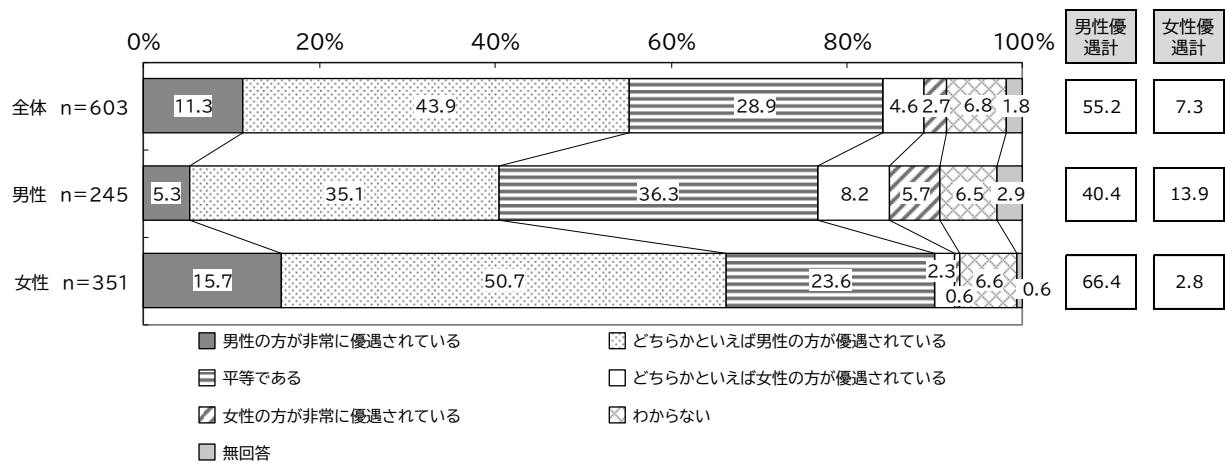


◆参考資料図-12 領域別にみた男女の地位の平等感（男女別）

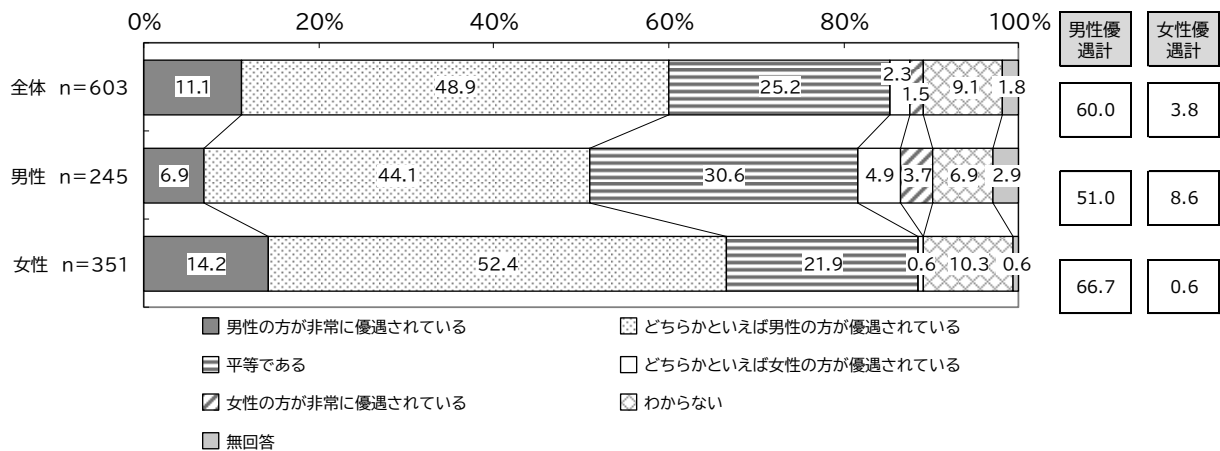
(1) 法律や制度の上で



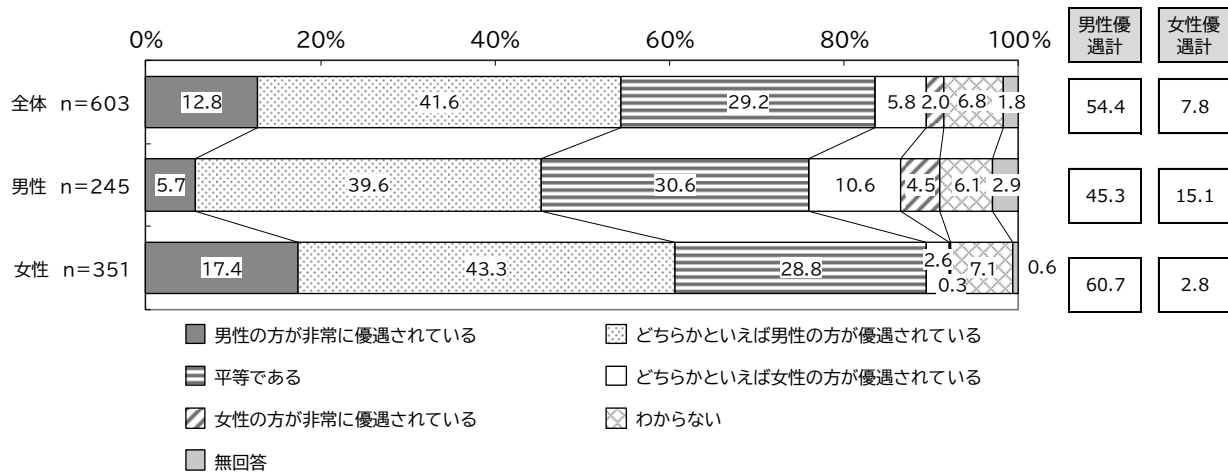
(2) 家庭生活で



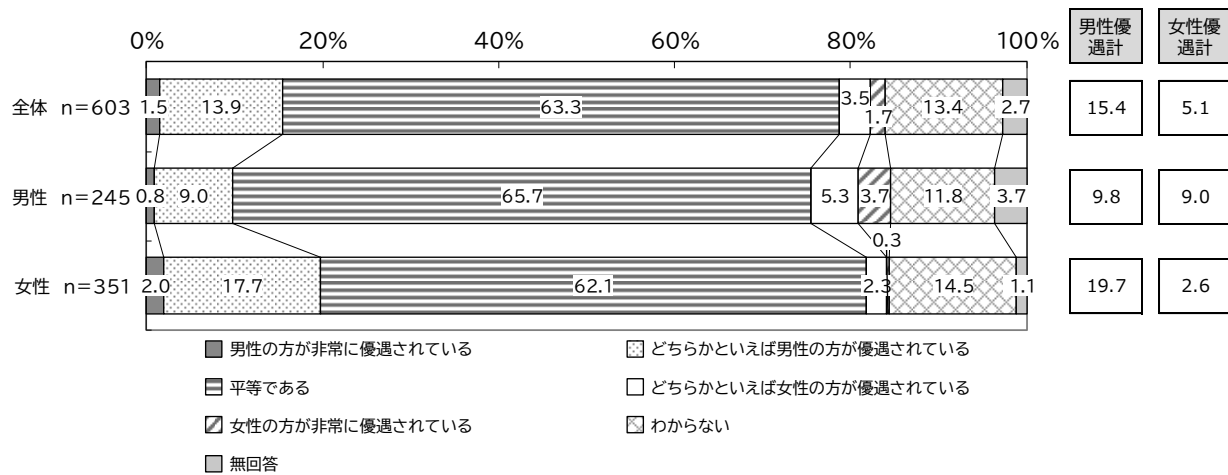
(3) 就職の際



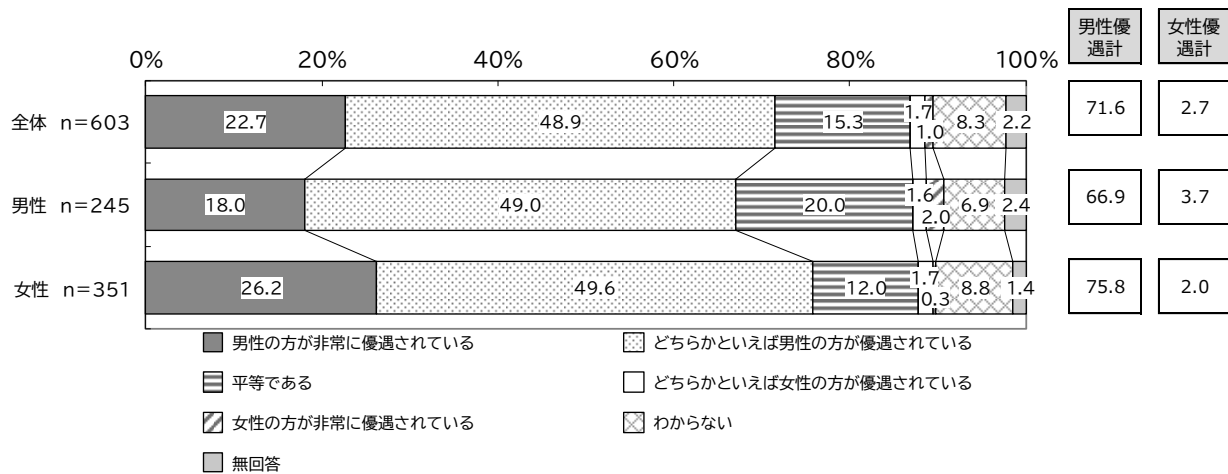
(4) 職場で



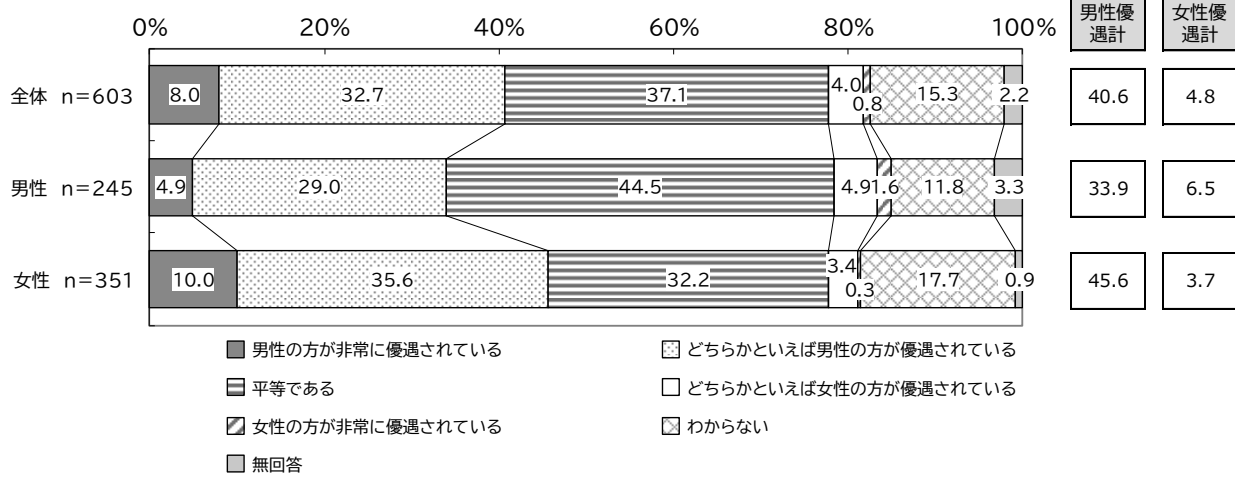
(5) 学校教育の場で



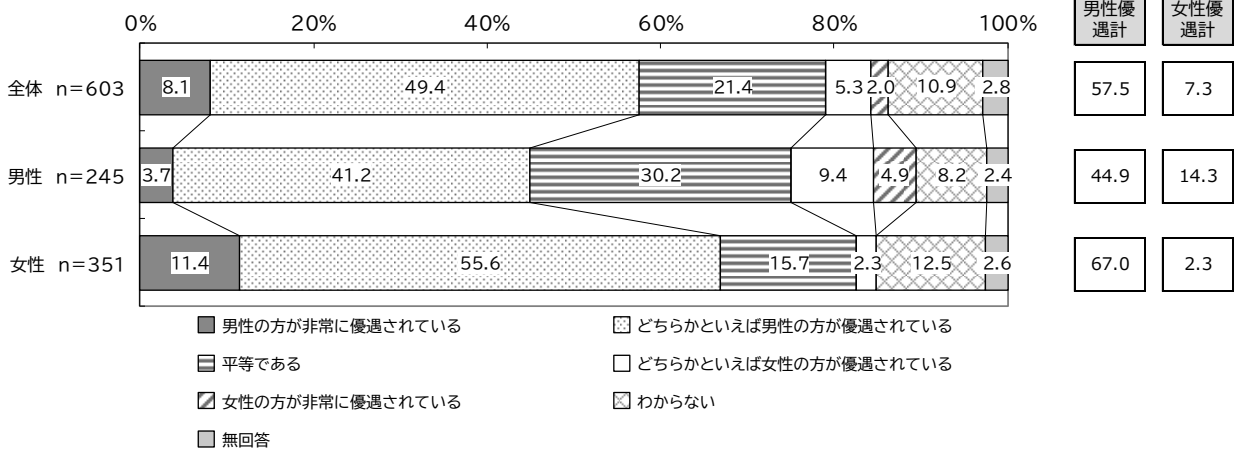
(6) しきたりや習慣で



(7) 地域活動の場で



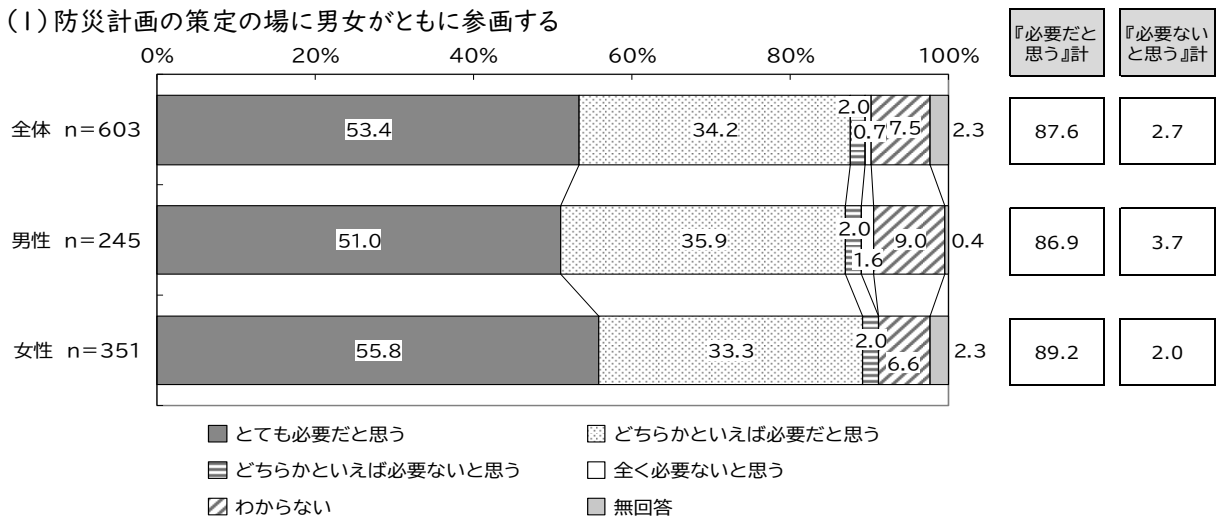
(8) 社会全体で



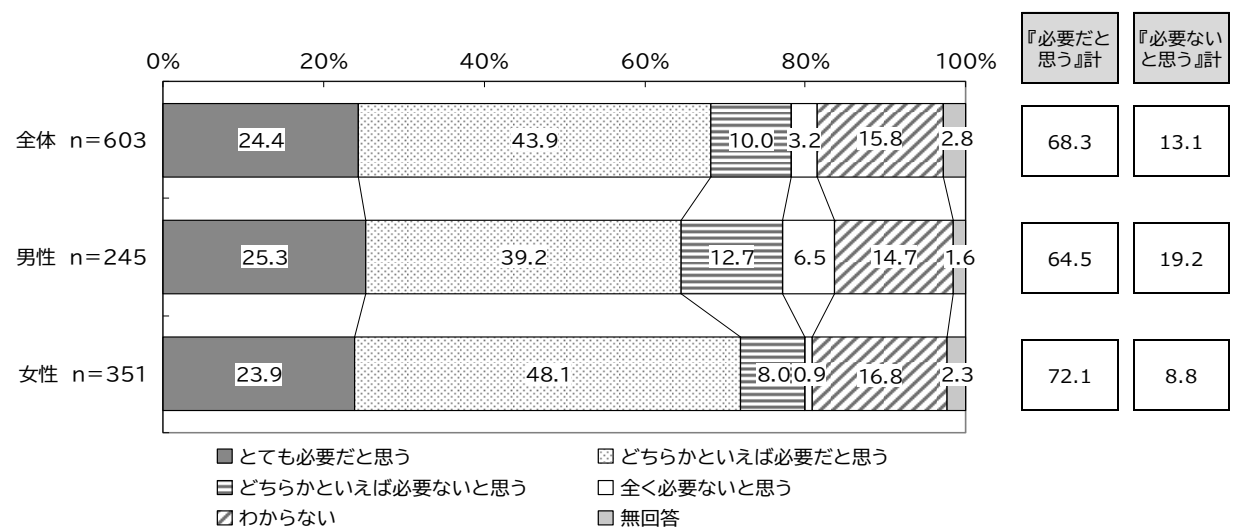
(令和5年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査を基に作成)

◆参考資料図-13 防災や復興における男女共同参画の視点の必要性について（男女別）

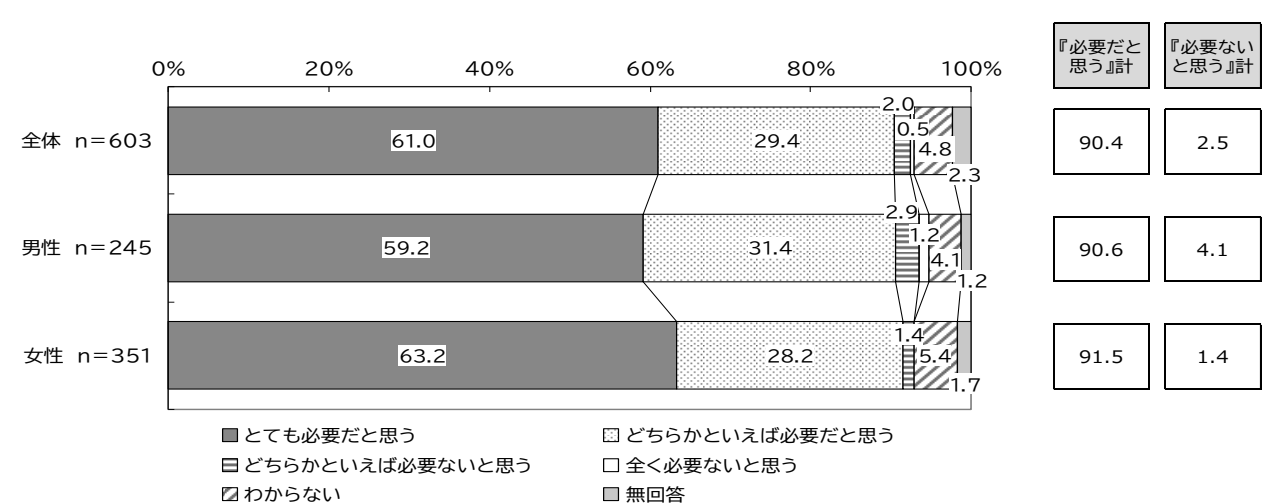
(1) 防災計画の策定の際に男女がともに参画する



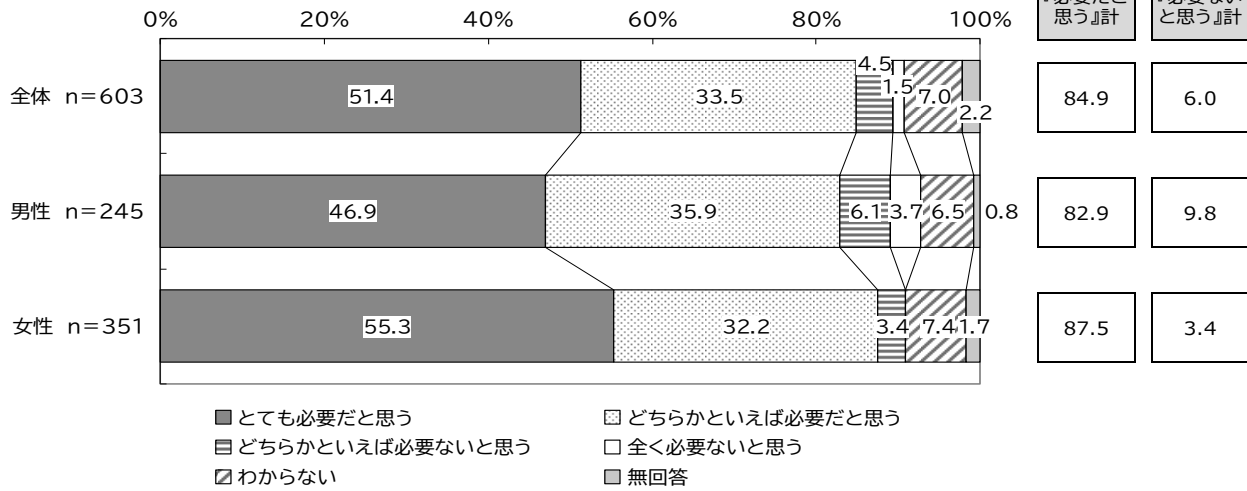
(2) 自治会や地域の自主防災組織の女性リーダーを増やす



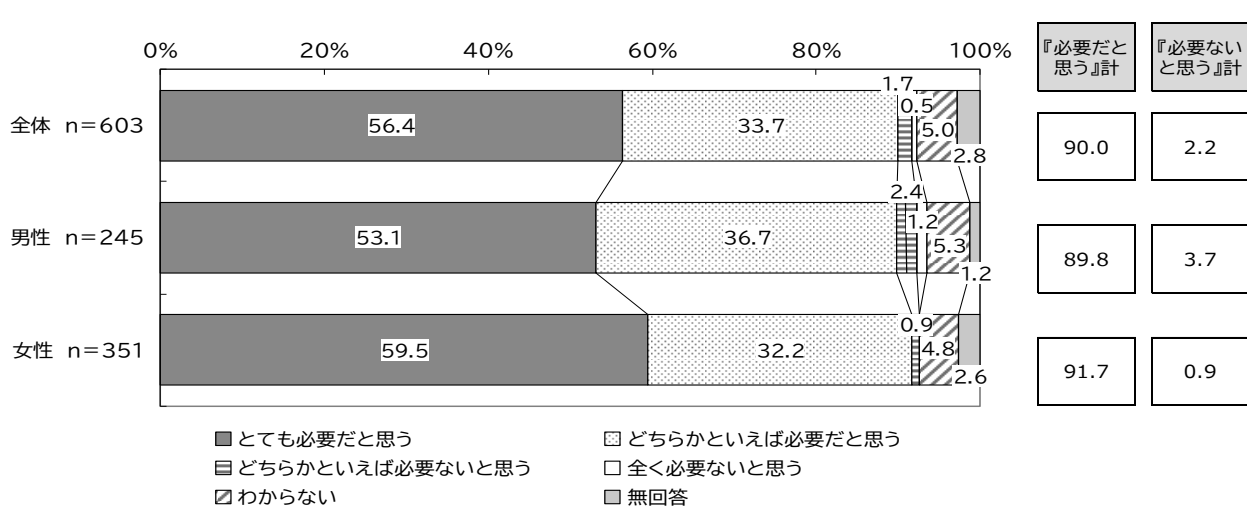
(3) 避難所の運営マニュアルに男女双方の視点を反映させる



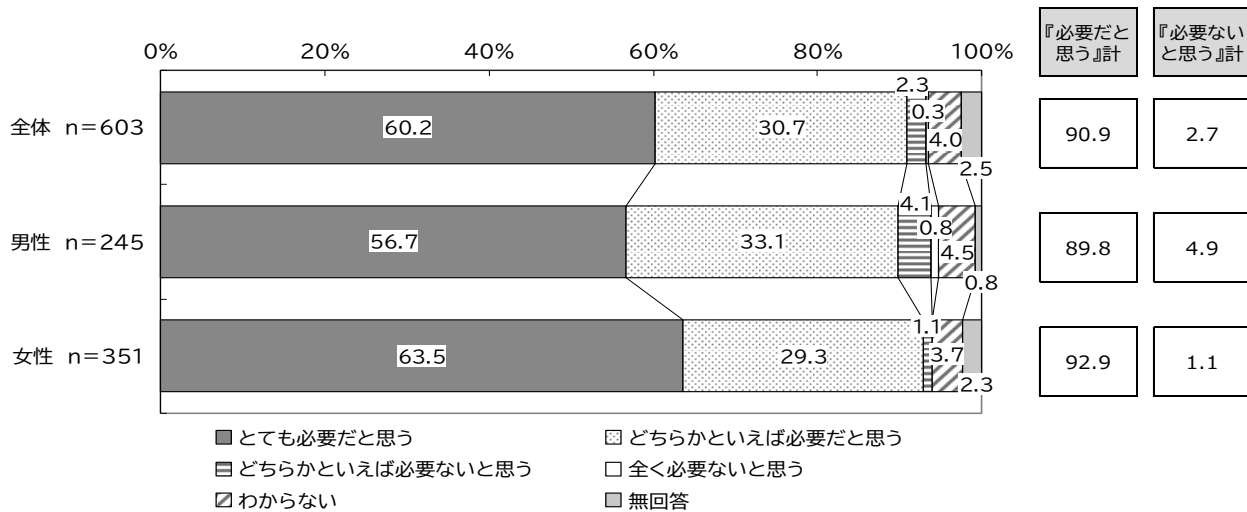
(4) 避難所運営の責任者に男女がともに加わる



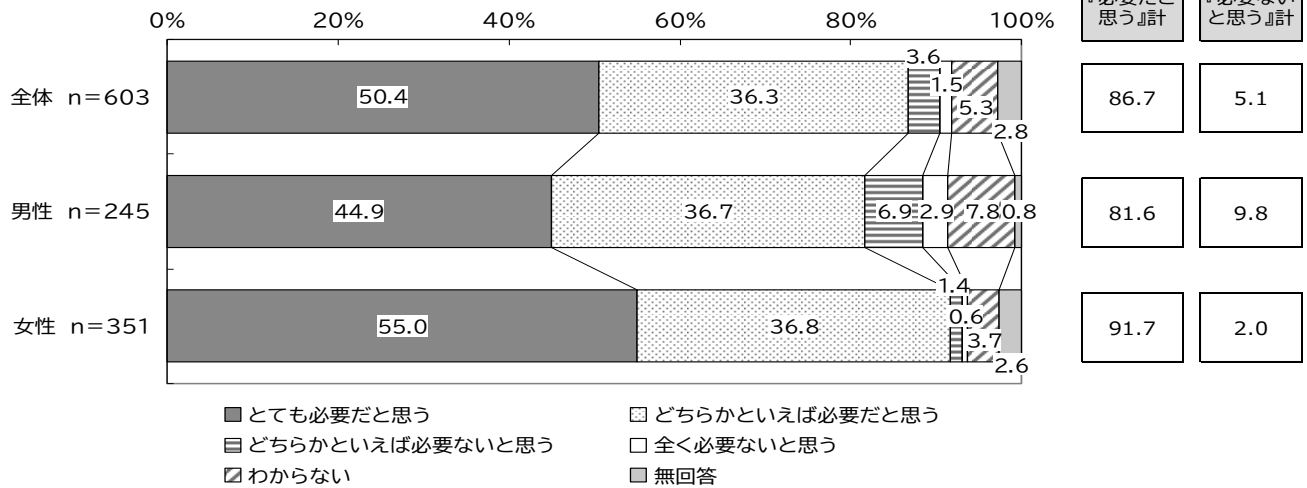
(5) 男女のニーズの違いに応じた相談や情報提供を行う



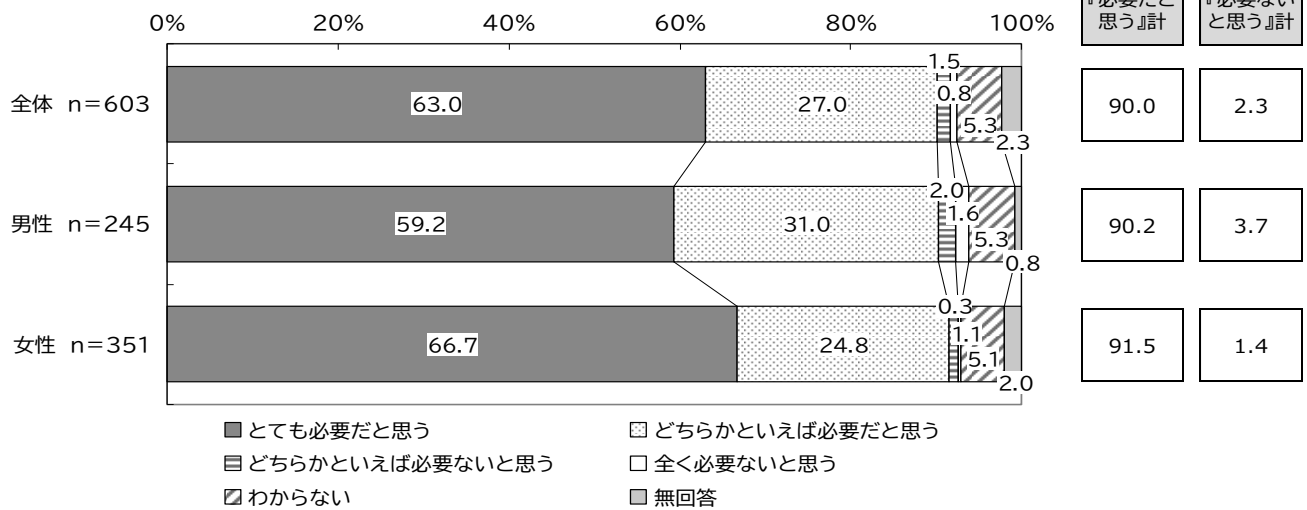
(6) 男女の違いに配慮した救援医療や健康支援を行う



(7) 復興まちづくりの内容などを決める場に男女がともに参画する



(8) 発災後に増加が懸念される性暴力やDVへの対策を強化する



(令和5年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査を基に作成)

【参考資料② 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）】

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の一貫した推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進にする基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

平成20年12月24日

条例第124号

我が国では、公共の福祉と調和した基本的人権の尊重をうたう日本国憲法の下、日本独自の伝統と文化を尊びながら、国際社会における取組と連動しつつ、男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女共同参画社会の実現を目指した取組がなされてきた。

熊本市においても、男女共同参画の推進に関する各種事業の実施、さらにはスポーツを通しての男女共同参画社会の実現を目指す世界女性スポーツ会議のアジアで初めての開催など、積極的に取り組んできた。

しかしながら、ドメスティック・バイオレンス等の様々な形態の暴力による人権侵害など、いまだ多くの課題が残されており、一方では、少子高齢社会の到来、経済構造の変革など急速に変化する社会への対応が求められている。

そのような中、私たちは、男女共同参画社会を実現するために、さらなる努力が必要であり、その実現した姿を、次世代を担う子どもたちに、引き継いでいかなければならない。

ここに私たちは、男女共同参画を総合的かつ計画的に、より一層推進することにより、男女が一人の人間としてお互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力ある熊本市を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 すべての男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域その他の社会の各分野（以下「社会の各分野」という。）における活動に参画する機会が確保されることにより、個性と能力が発揮され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の平等を担保し、及び格差を改善するため必要な法的範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、その人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、その能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、共に対等な構成員として、社会の各分野における活動に平等に参画する機会が確保されること。

(3) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該家庭生活における活動と職場、地域等における活動を行うことができるよう配慮されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条各号に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会の各分野において、男女共同参画についての理解を深め、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、その雇用する者が職場における活動と子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とを両立させることができるよう、就業環境の整備に努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、社会の各分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 市は、公衆に表示する情報において、前条に掲げる行為を助長する表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

(教育における男女共同参画の推進)

第9条 社会の各分野の教育に携わる者は、その教育の場において、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に努めるとともに、児童、生徒等の発達段階に配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画案の作成に当たっては、くまもと市男女共同参画会議の意見を聴くことができる。

5 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備等)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、体制の整備を図るよう努めなければならない。

(広報啓発)

第12条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進に関する理解を深めるために必要な広報及び啓発活動を行うものとする。

(市民及び事業者の活動への支援)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(施策に関する意見の申出)

第16条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策について意見があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、必要に応じ、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の措置を講ずるに当たって必要があると認めるときは、くまもと市男女共同参画会議の意見を聴くことができる。

4 市長は、第1項の規定により意見の申出があったとき又はその申出により措置を講じたときは、くまもと市男女共同参画会議に報告するとともに、これを公表するものとする。

(相談への対応)

第17条 市長は、第7条に掲げる行為について市民から相談があったときは、必要に応じ関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応に努めなければならない。

第3章 くまもと市男女共同参画会議

第18条 男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、くまもと市男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

2 参画会議の委員は、10人以内とし、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。この場合において、男女が同数となるよう努めるものとする。

3 参画会議の委員の委嘱に当たっては、その一部について公募を行うものとする。

4 参画会議の委員の任期は、2年とする。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、参画会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（熊本市附属機関設置条例の一部改正）

2 熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

平成元年12月22日

条例第48号

（設置）

第1条 男女共同参画の推進と市民文化の振興を図り、もって男女相互の自立と調和ある市民社会の実現に寄与するため、熊本市男女共同参画センターはあもにい（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 センターの位置は、熊本市中央区黒髪3丁目3番10号とする。

（事業）

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- （1）男女共同参画の推進に関すること。
- （2）市民文化の振興及び交流に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

（使用許可）

第4条 センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可について必要な条件を付することができる。

（使用の不許可）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの施設等の使用を許可しないことができる。

- （1）センターの設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- （2）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- （3）センターの施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- （4）集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- （5）センターの管理上支障があるとき。
- （6）前各号に掲げるもののほか、使用が不適當であるとき。

（使用許可の取消し等）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの施設等の使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の停止を命ずることができる。

- （1）前条第1号から第5号までに規定する事由が生じたとき。
- （2）使用の許可に付した条件に違反したとき。
- （3）偽りその他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- （4）この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

2 前項の規定による使用許可の取消し等によりセンターの施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が損害を受けても、市は、その責めを負わない。

（使用料）

第7条 センターの施設等の使用料は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

（1）災害その他不可抗力により使用を中止し、又は使用することができないとき。

（2）使用者が使用開始前に使用を取りやめ、かつ、その旨を届け出たとき。

（3）市長が管理上の必要により使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命じたとき。

（4）第21条の規定に基づく利用料金の額が既納の使用料の額を下回ったとき。

（入館の禁止等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁止し、又はセンターからの退場を命ずることができる。

（1）他人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる者又はそのおそれがある物品等を携帯する者

（2）センターの秩序を乱すと認められる者

（施設等の変更の禁止）

第10条 使用者は、センターの施設等の使用に当たっては、これを模様替えし、又はこれに特別な設備をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

（目的外使用等の禁止）

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的にセンターの施設等を使用してはならない。

2 使用者は、センターの施設等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（保安の責任）

第12条 使用者は、使用期間中入場者の整理及び警備並びにセンターの設備の操作及び保全その他センター使用に伴う責任を負うものとする。

（センター職員の指示等）

第13条 使用者は、センターの施設等の使用に当たっては、センター職員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、使用中の施設にセンターの職員が職務執行のため立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

（原状回復の義務）

第14条 使用者は、センターの施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第6条第1項の規定により使用許可の取消し又は使用停止の命令があったときも同様とする。

（損害賠償の義務）

第 15 条 使用者は、センターの使用に当たってその施設等を毀損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

第 16 条 削除（平23条例37）

（指定管理者による管理）

第 17 条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第 18 条 前条の規定による指定を受けようとするものは、センターの事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、申請があつたもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) センターの運営が、住民の平等利用を確保することができること。
- (2) その事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 第3条第1号及び第2号に掲げる事業についての十分な専門的知識を持つ人材を有していると認められること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

（指定管理者が行う管理の基準）

第 19 条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第 20 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの施設等の使用の許可及びその取消し並びに停止の命令に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営上市長が必要と認める業務

（利用料金）

第 21 条 第18条第2項の規定により指定された指定管理者は、センターの施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受することができる。この場合において、第7条の規定は、適用しない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額を超えない額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第7条に規定する使用料を納付した者は、当該使用料に係る施設等の使用について、利用料金を納付する義務を

負わないものとする。

4 利用料金は、前納とする。ただし、規則で定める場合は、後納とすることができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減免することができる。

6 使用者は、既納の利用料金の還付を受けることができない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

（協定の締結）

第 22 条 指定管理者は、指定を受けるときは、市とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

（指定の取消し等に係る損害賠償）

第 23 条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。

（秘密保持義務等）

第 24 条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 43 号）第 12 条の 2 に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、センターの管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委任）

第 25 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（平成 2 年 2 月 1 日規則第 3 号で平成 2 年 4 月 7 日から施行。ただし、条例第 16 条は、平成 2 年 2 月 1 日から施行）

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 5 年 3 月 31 日条例第 21 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 28 日条例第 28 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の熊本市総合女性センター条例の規定は、平成 9 年 10 月 1 日以後の使用許可に係る使用料から適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（ピアノの設置及び管理に関する条例の廃止）

21 ピアノの設置及び管理に関する条例（昭和 30 年条例第 41 号）は、廃止する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日条例第 21 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成14年3月28日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に自動車を第2駐車場に入庫し同日以後に出庫した場合における同日の午前0時から駐車場の開始時刻までに係る使用料は、徴収しない。

附 則(平成14年9月24日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月17日条例第12号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日条例第15号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中熊本市市民会館条例別表第1の改正規定、第2条中熊本市総合女性センター条例別表第1及び別表第2の改正規定、第3条中熊本市国際交流会館条例別表第1の改正規定並びに第4条中熊本市健軍文化ホール条例別表第1及び別表第2の改正規定は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本市市民会館条例別表第1、第2条の規定による改正後の熊本市総合女性センター条例別表第1、第3条の規定による改正後の熊本市国際交流会館条例別表第1及び第4条の規定による改正後の熊本市健軍文化ホール条例別表第1の規定は、平成20年10月1日以後の使用許可に係る使用料から適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成20年9月19日条例第76号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年12月22日条例第48号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月29日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条及び別表第1の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成23年11月28日規則第82号で別表第1の改正規定は、平成23年12月1日から施行)

(平成24年3月16日規則第40号で第16条の改正規定は、平成24年4月1日から施行)

附 則(平成23年12月19日条例第62号)抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月20日条例第62号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第Ⅰ（第7条関係）

（平9条例28・全改、平14条例17・平14条例44・平20条例15・平23条例37・一部改正）

（Ⅰ）施設（食のアトリエ及び食品加工室を除く。）使用料

使用時間区分 施設名及び使用日		午前 9 時から正午 まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで
メインホール	平日	7,500 円	11,300 円	15,000 円
	土曜日、日曜日及び休日	9,000 円	13,500 円	18,000 円
多目的ホール	平日	4,000 円	6,000 円	8,000 円
	土曜日、日曜日及び休日	4,800 円	7,200 円	9,600 円
研修室	A 室	2,000 円	2,700 円	3,200 円
	B 室	2,000 円	2,700 円	3,200 円
	C 室	2,000 円	2,700 円	3,200 円
和室		2,000 円	2,700 円	3,200 円
会議室		3,700 円	4,900 円	5,800 円
創作アトリエ		1,700 円	2,300 円	2,700 円
スタジオ		1,000 円	1,300 円	1,600 円
編集ルーム		500 円	700 円	800 円
リハーサル室	A 室	950 円	1,300 円	1,500 円
	B 室	2,000 円	2,700 円	3,200 円
	C 室	2,200 円	2,900 円	3,500 円
ギャラリー（全日）		1,500 円		
駐車場（はあもにい駐車場に限る。）		1 台 1 回につき 200 円		

（Ⅱ）食のアトリエ及び食品加工室使用料

使用時間区分 施設名	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 2 時 30 分 まで	午後 3 時 30 分 から午後 9 時 30 分まで
食のアトリエ	2,300 円	3,100 円	3,700 円	3,800 円	5,300 円
食品加工室	1,300 円	1,700 円	2,100 円	2,100 円	3,000 円

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合において規則で定める場合に該当するとき、又は商業活動その他これに類する目的で使用する場合において規則で定める場合に該当するときは、使用料の10割

に相当する額を加算する。ただし、使用時間区分のⅠ区分全部を準備に充てるときは、この限りでない。

3 使用時間の延長又は繰上げは、Ⅰ時間以内に限りできるものとし、延長した時間の使用料については直前の使用時間区分、繰り上げた時間の使用料については直後の使用時間区分の使用料の3割とする。ただし使用時間区分が2以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、この限りでない。

4 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合で、午後9時30分から翌朝午前9時までの間における使用料は、Ⅰ時間につき使用する時間の属する日の午後6時から午後9時30分までの使用時間区分に係る使用料の3割とする。この場合において、Ⅰ時間未満の端数は、Ⅰ時間として計算する。

5 駐車場のⅠ回の使用は、入庫した日の供用時間内とし、駐車場の閉鎖時刻までに在庫しなかった場合における閉鎖時刻から翌日の開始時刻までの料金は、Ⅰ時間までごとに200円を別に徴収する。

別表第2（第7条関係）

（平9条例28・全改、平20条例15・平20条例76・一部改正）

附属設備使用料は、次に定める金額以内で規則で定める。

種目	Ⅰ回の使用料
大道具類	4,000 円
幕類	1,000 円
照明器具類	2,000 円
音響器具類	2,000 円
映写器具類	4,000 円
楽器類	8,000 円
同時通訳装置	10,000 円
その他の器具類	2,000 円
冷暖房設備	消費量について時価で計算した金額

【参考資料⑤ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）】

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

ハ その性的しゆう 羞 恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで 及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十五条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

【参考資料⑥ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）】

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間

ニ 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画

に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項

及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算

の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年三月三十一日法律第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定
公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

Ⅰ この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

【参考資料⑦ 男女共同参画に関する国内外の動き（年表）】

年 代	世界の動き	国の動き	市の動き
1975年 (昭和50年)	・国連婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催	
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定	
1979年 (昭和54年)	・国連第34回総会 ・「女子差別撤廃条約」採択		
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 (西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・企画広報部内に「婦人生活課」設置 ・市民意識調査実施(第1回)
1990年 (平成2年)			・「総合婦人会館・カルチャーセンター」開館 ・「第1回女性問題全国都市会議」を同館で開催
1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行	・「総合婦人会館・カルチャーセンター」内に「女性のための総合相談室」開設、夜間相談業務開始 ・「くまもと市女性プラン」策定 ・市民意識調査実施(第2回)

年 代	世界の動き	国の動き	市の動き
1994年 (平成6年)		・総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置	
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」の改正 (介護休業制度の法制化)	
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 (平成9年)		・「男女雇用機会均等法」改正	・市民意識調査実施(第3回) ・「ファミリーサポートセンター熊本」開設
1998年 (平成10年)		・「男女雇用機会均等法」改正一部施行(母性健康管理関係)	・課名変更「女性政策課」→「男女共生推進課」
1999年 (平成11年)		・「男女雇用機会均等法」改正全面施行 ・「労働基準法」改正施行 ・「育児・介護休業法」全面施行 ・「男女共同参画社会基本法」策定	・「男女共生推進課」「総合女性センター」を「市民生活局社会生活部」へ移管 ・「勤労婦人センター」を「経済振興局商工振興部雇用福祉課」から「男女共生推進課」へ所属替え
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画」閣議決定	
2001年 (平成13年)		・省庁再編 ・内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下、「DV防止法」という)施行	・「くまもと市男女共同参画プラン」策定 ・「DV防止連絡会議」「市内DV防止ネットワーク会議」設置
2002年 (平成14年)			・「勤労婦人センター」でDV専門相談開始 ・「くまもと市男女共同参画会議」設置 ・企業調査を開始

年 代	世界の動き	国の動き	市の動き
2004年 (平成16年)		・「DV防止法」改正	
2005年 (平成17年)	・国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・勤労婦人センターの廃止に伴い、就労支援やDVなどの事業を「総合女性センター」に移管 ・「くまもと市男女共同参画プラン」実施計画書(後期)作成 ・機構改革、担当部署を「市民生活局文化生活部」へ移管
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「2006世界女性スポーツ会議くまもと」開催(5/11~5/14) ・「熊本市男女共同参画庁内推進会議」設置
2007年 (平成19年)		・「DV防止法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2008年 (平成20年)		・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	・「熊本市男女共同参画推進条例」制定(12/24) ・市民意識調査実施(第5回)
2009年 (平成21年)		・男女共同参画シンボルマーク決定 ・「育児・介護休業法」改正	・「熊本市男女共同参画基本計画」策定 ・「熊本市DV防止計画」策定
2010年 (平成22年)	・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	・名称変更 「総合女性センター」→「男女共同参画センターはあもにい」 ・「第20回男女共同参画全国都市会議 in くまもと」開催(11/18~11/19)

年 代	世界の動き	国の動き	市の動き
2012年 (平成24年)		・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	・政令指定都市となる ・機構改革、担当部署を「企画振興局」へ移管。「男女共生推進課」から「市民協働課男女共生推進室」へ変更 ・「男女共同参画センターはあもにい」に指定管理者制度を導入
2013年 (平成25年)		・「DV防止法」改正	・「熊本市男女共同参画基本計画」中間見直し実施 ・市民意識調査実施(第6回)
2014年 (平成26年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「パートタイム労働法」改正 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo 2014)開催(以降、毎年開催)	・「配偶者暴力相談支援センター事業」の開始
2015年 (平成27年)	・国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) ・第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ・UN Women 日本事務所開設 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択	・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(翌年、全面施行) ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・安保理決議1325号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	
2016年 (平成28年)		・女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 ・G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイシアティブ(WINDS)」に合意	・「熊本市女性の職業生活における活躍の推進計画」策定

年 代	世界の動き	国の動き	市の動き
2018年 (平成30年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定	・「第2次熊本市男女共同参画基本計画」策定 ・「第2次熊本市女性の職業生活における活躍の推進計画」策定 ・「第2次熊本市 DV 防止計画」策定 ・市民意識調査実施(第7回)
2019年 (平成31年・令和元年)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正	・「熊本市パートナーシップ宣誓制度」開始
2020 年 (令和2年)		・「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定	・「市民生活部男女共同参画課」から「人権推進部男女共同参画課」へ変更
2022年 (令和4年)	・APEC 首脳会議開催(首脳宣言でジェンダーについて言及)	・「育児・介護休業法」改正施行 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布	
2023年 (令和5年)	・G7 広島サミット開催(首脳宣言でジェンダーについて言及)	・「第5次男女共同参画基本計画」一部変更閣議決定 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布、施行	・「第2次熊本市男女共同参画基本計画」中間見直し実施
2024年 (令和6年)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	

【参考資料⑧ 第2次熊本市男女共同参画基本計画中間見直しの経緯】

1 男女共同参画に関する市民意識調査の実施状況

- (1) 調査期間 令和5年(2023年)7月1日 ~ 7月31日
- (2) 調査対象 熊本市内に在住する20歳~69歳までの男女 2,000人
- (3) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- (4) 調査方法 郵便及びインターネットによる調査
- (5) 有効回収率 30.2% 回答者数 603 人(インターネット 178 人、郵送 425 人)

2 男女共同参画社会実現に向けた企業意識・実態調査の実施状況

- (1) 調査期間 令和5年(2023年)7月1日 ~ 7月31日
- (2) 調査対象 市内に事業所を置く従業員数5人以上の事業所 1,171 事業所
- (3) 抽出方法 事業所母集団データベース(令和3年次フレーム)を母集団とし、3つの事業所規模(従業員:5人以上30人未満、30人以上100人未満、100人以上)別に層化無作為により、1,171 事業所を抽出
- (4) 調査方法 郵便及びインターネットによる調査
- (5) 有効回収率 36.1% 回答事業所数 422 事業所

3 第2次熊本市男女共同参画基本計画改訂版(素案)に関するパブリック・コメント(意見公募)の実施状況

- (1) 実施期間 令和5年(2023年)12月22日 ~ 令和6年(2024年)1月22日
- (2) 提出状況 0人

4 計画策定に向けたくまもと市男女共同参画会議の開催状況

開催日	項目	審議内容
平成29(2017年) 11月16日	平成29年度第2回参画会議	次期男女共同参画基本計画策定に向けた検討(第1回)
平成30(2018年) 2月16日	平成29年度第3回参画会議	次期男女共同参画基本計画策定に向けた検討(第2回)
平成30(2018年) 7月12日	平成30年度第1回参画会議	次期男女共同参画基本計画策定に向けた検討(第3回)
平成30(2018年) 9月26日	平成30年度第2回参画会議	次期男女共同参画基本計画策定に向けた検討(第4回)
平成31(2019年) 3月11日	平成30年度第3回参画会議	基本計画の最終報告について
令和5年(2023年) 7月26日	令和5年度第1回参画会議	第2次熊本市男女共同参画基本計画中間見直しに向けた検討(第1回)
令和5年(2023年) 11月10日	令和5年度第2回参画会議	第2次熊本市男女共同参画基本計画中間見直しに向けた検討(第2回)
令和6年(2024年) 2月26日(書面会議)	令和5年度第3回参画会議	第2次熊本市男女共同参画基本計画改訂版について(第3回)

【参考資料⑨ くまもと市男女共同参画会議委員名簿】

(平成29～30年度)

氏 名		役 職 等
	浅井 弘美	熊本市小学校長会(熊本市立田迎南小学校長)
	江口 賢師	(株)肥後銀行企画役
	加島 裕士	熊本県経営者協会専務理事
	越地 真一郎	熊本日日新聞社NIE専門委員
◎	澤田 道夫	熊本県立大学総合管理学部准教授
	関本 邦予	市民公募委員
○	出川(窪田) 聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部准教授
	松岡 由美子	社会保険労務士
	松林 菜摘	市民公募委員
	水野 直樹	(一社)スタディライフ熊本理事

※ 五十音順、敬称略

※ ◎は会長、○は副会長

(令和5～6年度)

氏 名		役 職 等
	岩 永 秀 則	熊本県経営者協会 専務理事
	梅 田 博 子	熊本市小学校長会(熊本市立向山小学校長)
○	香 崎 智 郁 代	九州ルーテル学院大学人文学部人文学科 准教授
	坂 口 美 果	市民公募委員
	高 島 信 子	市民公募委員
	本 田 恵 典	NPO 法人 熊本教育振興会 理事
◎	前 田 ひ と み	熊本大学副学長(ダイバーシティ推進室 室長)
	松 下 弘 子	カウンセリングオフィス KMJ メンタルアシスト 代表
	水 野 直 樹	特定非営利活動法人 ソナエトコ 理事長
	米 満 弘 一 郎	社会医療法人寿量会 熊本機能病院 理事長

※ 五十音順、敬称略

※ ◎は会長、○は副会長

【参考資料⑩ 熊本市男女共同参画センターはあもにい施設概要】



男女共同参画センターはあもにい外観

1 設置目的

男女共同参画の推進と市民文化の振興を図り、もって男女相互の自立と調和ある市民生活の実現に寄与することを目的とする。

2 沿革

年度	内容
1987(昭和 62)年度	- 企画広報部内に「婦人生活課」を設置 - 女性に関する市民意識調査実施(第 1 回) - 自主グループ登録制度設置
1988(昭和 63)年度	- くまもと女性フォーラム開催(2000 年から男女共生フォーラムに名称変更) 「熊本市女性問題懇話会」設置 「熊本市女性問題行政推進委員会」設置 - 情報紙「はあもにい」創刊
1989(平成 1)年度	女性に関する生活実態調査実施
1990(平成 2)年度	- 熊本市女性問題懇話会提言「21 世紀男女共同参画社会の実現をめざして」 「総合婦人会館・カルチャーセンター」開館(4 月) - 第 2 期女性問題懇話会発足 「第 1 回女性問題全国都市会議」の開催(総合婦人会館にて)
1991(平成 3)年度	「婦人週間記念くまもと女性ウィーク」開催(～平成 12 年)
1992(平成 4)年度	「くまもと市女性プラン」策定(～平成 12 年) - 女性問題に関する市民意識調査実施(第 2 回)
1993(平成 5)年度	「くまもと市女性プラン実施計画」(平成 4 年～6 年)策定 「婦人生活課」から「女性政策課」へ名称変更 「総合婦人会館・カルチャーセンター」から「総合女性センター」へ名称変更 「熊本市女性問題行政推進委員会」を廃止し「熊本市女性行政推進会議」設置
1997(平成 9)年度	「ファミリー・サポートセンター〈熊本〉」を開設(10 月) - 男女共同参画に関する市民意識調査実施(第 3 回) - 熊本市女性リーダー協議会発足
1998(平成 10)年度	「女性政策課」から「男女共生推進課」へ名称変更 「総合女性センター市民サポーター制度」設置 「市民グループ支援制度」設置
1999(平成 11)年度	- 機構改革、担当部署を市民生活局社会生活部へ移管 「勤労婦人センター」を経済振興局商工振興部雇用福祉課より男女共生推進課へ

	移管 ・「熊本市男女共同参画推進懇話会」設置(2/24) ・「総合女性センター」を男女共生推進課のかい組織へ移管
2000(平成 12)年度	・「熊本市女性行政推進会議」を廃止し「主管部長連絡調整会議」へ集約 ・「DV防止ネットワーク準備会」設置 ・熊本市男女共同参画推進懇話会提言
2001(平成 13)年度	・「DV防止連絡会議」「市内DV防止ネットワーク会議」の設置(9/27) ・「世界女性スポーツ会議」開催決定(11/29) ・「くまもと市男女共同参画プラン」の策定
2002(平成 14)年度	・男女共同参画地域推進員制度の創設(8/31) ・第1回企業実態調査の実施 ・くまもと市男女共同参画会議の設置(3/20)
2003(平成 15)年度	・世界女性スポーツ会議開催準備室設置 ・男女共同参画に関する市民意識調査実施(第4回)
2004(平成 16)年度	・「世界女性スポーツ会議くまもと」市民ワークショップ「くまもと女性かたらんかい」発足 ・民間シェルター運営費補助制度創設(4/1)
2005(平成 17)年度	・勤労婦人センターの廃止(4/1) ・男女共同参画に関する職員研修会の実施 ・「くまもと市男女共同参画プラン」実施計画書(後期)作成 ・機構改革、担当部署を市民生活局文化生活部へ移管
2006(平成 18)年度	・「2006世界女性スポーツ会議くまもと」開催(5/11～5/14) ・「熊本市男女共同参画市内推進会議」の設置(8/14) ・「せかさばネットワーク」発足(9/1) ・「(仮称)熊本市男女共同参画推進条例検討委員会」の設置(12/7)
2007(平成 19)年度	・男女共同参画地域推進員全体研修会の開催(10/29) ・世界女性スポーツ会議1周年記念事業「くまもと男女共生フォーラム2007」子どもの未来を見つめよう～今、私たちにできること」開催(11/9～11/11) ・「世界女性スポーツ会議」1周年記念2008ミニバレーボール大会の開催(H23まで5回開催)
2008(平成 20)年度	・熊本市男女共同参画推進条例の制定(12/24) ・男女共同参画に関する市民意識調査実施(第5回)
2009(平成 21)年度	・熊本市男女共同参画推進条例施行(4月1日から) ・熊本市男女参画基本計画の策定(3月)
2010(平成 22)年度	・「総合女性センター」から「男女共同参画センターはあもにい」へ名称変更 ・開館20周年記念「はあもにいフェスタ」開催(6/25～27) ・第20回男女共同参画全国都市会議inくまもと開催(11/18～19)
2012(平成 24)年度	・指定管理「はあもにい管理運営共同企業体」による運営開始 ・第1回ミモザフェスティバル開催(3/8)
2013(平成 25)年度	・「はあもにいウイメンズカレッジ」開講 ・コワーキングスペース設置
2014(平成 26)年度	・内閣府地域における女性活躍推進モデル事業「はあもにい次世代女性リーダー育成事業 クマモト・ウーマン100人女子会(クマモト・ウーマン冊子化事業)」実施
2015(平成 27)年度	・「パパの読み聞かせ隊結成プロジェクト」が全国女性会館協議会・第9回事業企画大賞特別賞受賞
2016(平成 28)年度	・熊本地震の拠点避難所として指定(5/8～8/14)
2017(平成 29)年度	・男女共同参画の視点による防災出前講座の実施(計20か所) ・熊本地震を経験した「育児中の女性」へのアンケート調査実施/報告書発行
2018(平成 30)年度	・男女共同参画課相談室移転 ・「防災ポイントBOOK」発行
2019(平成 31)年度	・「はあもにいメンズカレッジ」開講 ・「GEジャーナル」創刊
2020(令和 2)年度	・「全国女性会館協議会事業企画奨励賞」受賞

2021(令和3)年度	・内閣府HP「災害対応力を強化する女性の視点」に熊本地震の対応事例が掲載
2022(令和4)年度	・「九州・沖縄地区男女共同参画センター等会議」開催

3 施設の概要

名称	熊本市男女共同参画センターはあもにい
所在地	熊本市中央区黒髪3丁目3番10号
敷地面積	6,732.18 m ²
延床面積	5448.10m ² (但し第1駐輪場、塵芥集積所含む)
建設費	2,280,000千円
開館日	平成2年(1990年)4月7日
電話番号	096-345-2550(代表)
ホームページ	http://www.harmony-mimosa.org/

4 設備の概要

階	設備名	広さ(m ²)	定員(人)	用途等
1階	メインホール	690	372	コンサート・音楽発表会・ダンス発表会・講演会など
2階	多目的ホール	314	200	音楽発表会、ダンス発表会、演劇・展示会など
	食のアトリエ	129	36	料理教室、研修会・食事会など
	食品加工室	66	10	調理室
	ギャラリー	-	-	作品展示等
3階	創作アトリエ	100	36	工作・工芸・絵画教室
	リハーサルA室	50	10	バンド練習
	リハーサルB室	112	40	コーラス練習
	リハーサルC室	129	20	ダンス練習
	スタジオ	50	10	会議・控室など
4階	会議室	188	50	セミナー・研修会・会議など
	研修室A	66	36	セミナー・研修会・会議など
	研修室B	66	36	セミナー・研修会・会議など
	研修室C	60	36	セミナー・研修会・会議など
	和室	66	20	お花の稽古・着付け・控室など

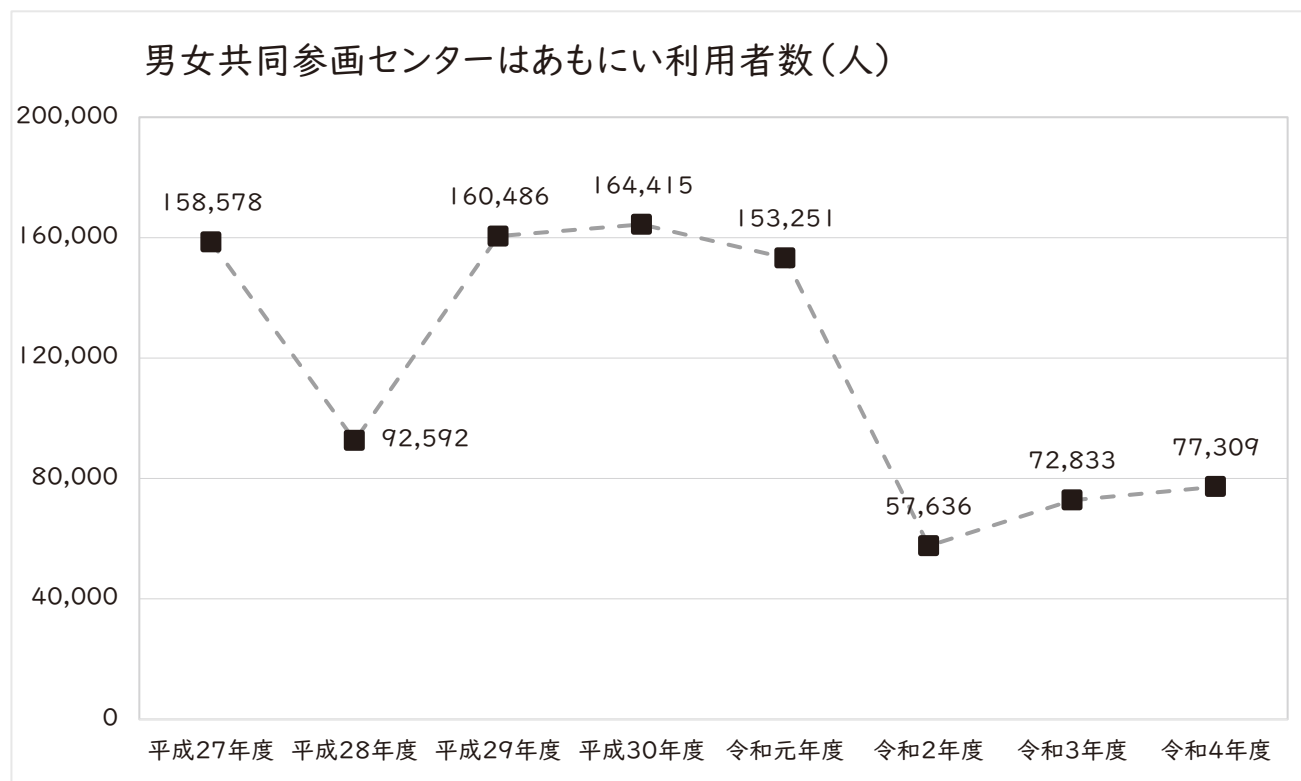
名称	蔵書数(R6年2月末現在)	利用条件	利用方法
情報資料室	20,688	熊本市内在住又は、通勤通学の方などなたでも図書館カードを作成できる(無料)。図書館カードまたは熊本市立の小・中学校発行の図書利用カードは、市立図書館・植木図書館・とみあい図書館・移動図書館・公民館図書室・男女共同参画センターはあもにい・くまもと森都心プラザ図書館・城南図書館で利用できる。	借りたい本と図書館カードと一緒に情報資料室窓口へ。貸出冊数は全館あわせて10冊以内、貸出期間は2週間以内。返却の場合は左記図書館のいずれも可能。閉室後は返却ポストを利用できる。ビデオ・DVDは2本まで。貸出期間は1週間。返却は情報資料室窓口。インターネットで県立図書館の蔵書を検索・予約し、県立図書館又は熊本市の図書館等で受取・返却可能。

名称	利用者	利用条件	利用方法
幼児室	①センターの主催事業 ②ファミリー・サポート・センターの事業 ③支援グループ ④継続支援グループ ⑤コワーキングスペース利用者	・託児年齢 1歳6カ月～未就学児 ・託児時間 9:30～12:00、13:30～16:30、18:30～21:00 のうちの2時間 (※事業等の内容によっては託児年齢及び託児定員の変更、時間の延長有) ・託児定員 12名 ・託児回数 1団体につき、月4回まで(支援グループの場合) ・利用料金は無料(ただし、おやつ代として1回100円徴収(夜間は必要なし))。	借りたい本と図書館カードと一緒に情報資料室窓口へ。貸出冊数は全館あわせて10冊以内、貸出期間は2週間以内。返却の場合は上記図書館のいずれも可能。閉室後は返却ポストを利用できる。ビデオ・DVDは2本まで。貸出期間は1週間。

名称	利用者	利用条件	利用方法
コワーキングスペース	18歳以上の市民又は市内に通勤・通学する方	・登録料(一律800円)及び維持・管理料(交付月に応じて変動) ・年度更新あり	利用登録時に発行する利用者カードを1階の受付に提示

駐車場	全186台
(はあもにい駐車場)※有料	70台
(第一駐車場)※無料	73台
(第二駐車場)※無料	17台
(第三駐車場)※無料	26台

5 来館者数の推移



第2次熊本市男女共同参画基本計画改訂版

令和6年（2024年）3月発行

編集・発行／熊本市文化市民局人権推進部 男女共同参画課

第2次
熊本市
男女共同参画基本計画
〔改訂版〕

